

1. 令和4年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和4年6月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	商工観光部長	可 児 俊 行
建 設 部 長	小酒井 章 義	教 育 次 長	長 尾 実
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋藤 貴代

議会事務局
議会総務課長 松山 由佳

議会事務局
議会総務課長
三島 栄志

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。議員各位には、執務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁する執行部につきましては、答弁に関係のある部長のみの出席としましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 田中義久議員、5番 蓑島もとみ議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、6番 三島一貴議員の質問を許可します。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） おはようございます。6番、三島です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。久しぶりの一番バッターということで、本定例会の一番を飾らせていただきます。多少緊張しているかもしれませんが、よろしく願いいたします。

さて、私の今回の一般質問は、デジタル化への取組についてということで質問をさせていただきます。

国のほうでもDX推進ということで、DXについて進められている中、本市においても、令和4年度の新年度予算においては、デジタル化への取組についていろいろと事業をされたことはうれ

しく思っております。

その点を踏まえて、本日3つの質問を、その令和4年度の新年度の事業の中から抜粋させていただきまして質問をさせていただきます。

この中の今日の質問の中では、市民の方にとっても大変興味のあるというか、便利になる事業もごございますので、この一般質問を通じて、そういったPRもできればと思って質問を構成させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、1番、オンラインによる行政手続についてということで質問を上げさせていただきました。

前回の3月定例会において、郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例というものを制定されました。その制定理由といたしましては、利便性の向上及び行政運営の簡素化、効率化を図るためということでありましたが、具体的にどのようなことができるようになるのかということをお説明いただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） おはようございます。それでは、御答弁申し上げます。

国は、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法に基づきまして、行政のデジタル化を推進しております。

この法律では、デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則といたしまして、個々の手続サービスが一貫してデジタルで完結すること、一度提出した情報は二度提出することを不要とすること、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること、この3つを掲げるとともに、地方公共団体に対しては、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続について、少し略させていただきますけれども、情報通信技術を利用する方法等により行うことができるよう、必要な施策を講じなければならない、このように行政のデジタル化の推進を規定しております。

このような中で、本市では、令和4年第1回定例会に郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定を提案し、御議決をいただいたところでございます。

本条例は、条例等で定められた書面で行う手続を電子手続でもできるようにする包括的なルールを定めておりますので、元の条例等にルールを追加することなく、電子手続の導入が可能となります。

このことにより、議員の御質問にございますように、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することが可能となりました。

具体的な取組といたしましては、国が令和2年12月に策定した自治体DX推進計画では、今年度末を目指して、国が整備をいたしましたマイナンバーカードを用いて申請を行うびったりサービスによりまして、27の手続をオンラインで手続可能とすることとされております。

本市では、児童家庭課、健康課におきまして、この計画に示された児童手当の認定請求や妊娠の届出など、子育て関係の15の手続に児童扶養手当の認定請求を加えた、合わせまして16の手続、こちらを平成29年7月から導入をしておりますけれども、本サービスを利用した申請はこれまで1件のみで、利用はほとんどない状況となっております。

利用されない理由としましては、オンライン申請がまだまだ社会全体に浸透していないことや申請には個人認証のためにマイナンバーカードが必要であること、多くの情報を記載しなければならない申請などでは、窓口を利用したほうが分かりやすいことなどが考えられます。

また、申請を受け付けたとしても、面談や手渡しで説明が必要な書類があることなども要因と考えられます。

今後は、さらに12の手続でオンライン申請ができるようにしていきますが、マイナンバーカードの取得促進やオンライン申請の周知はもちろん、申請後の対応についても多様な選択、例えば対面であったりとか、オンラインであったり、こういったことができるような仕組みの構築ということも併せて検討していかなければならないと考えております。こうした取組を推進することによりまして、利用者数が伸びていくのではないかと予想しております。

また、このマイナンバーカードを利用したびったりサービスのほかにも、本市では申請やアンケート等をオンラインで行うことができるよう、岐阜県がDX推進のため、希望市町村と共同調達を行っているlogoformという仕組みを導入いたしました。現在は、この仕組みを各部署へ説明し、オンライン化が可能な手続の抽出、活用の検討等を行っているところです。

行政手続のオンライン化に当たっては、国や各種機関への申請が必要な場合や申請用の入力フォームの作成、検証等が必要となることから、必要な手続が整ったものから順次オンライン化を取り入れていきたいと思っております。

そして、市民の方に利便性を感じていただけるよう、オンライン化に対応した手続を増やしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 具体的に説明いただきましてありがとうございます。デジタルやらオンラインやら、そういった言葉を聞きますと、何か小難しいような形がして、なかなか取り組みにくい部分もあるかもしれませんが、本当にこういったことって、オンラインで申請ができたりということは本当に便利なことだと思っております。

これが本当に皆さんが活用できるようなふうになってくれば、利用者にとっても便利ですし、またこちら側の市役所側としても便利な部分が出てくると思います。どうか発展していくように進めていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2番の質問に入らせていただきます。

コンビニ交付サービスについてということで質問を上げさせていただきましたが、令和4年度の新年度予算の中でございました。いわゆる証明書、各書類をコンビニで取得できるというサービスということですが、このことについて具体的に質問させていただきたいと思いますが、私も地域で活動しておりまして、このことに関しては、以前から多くの要望をいただいております。

一般的に市民の方が利用されるというのは、いわゆる印鑑証明、住民票というものですが、多くは、まずは大体自動車を購入したときだと思うんですけど、自動車を購入しますと、名義変更の手続に印鑑証明やら住民票が必要だということでありまして、なかなか一般に勤められている方というのは、昼間お仕事をされている中、行政も平日の昼間にしかこの証明書が取れなくて、なかなか仕事を休んで取りに行くわけにもいきませんし、そういったことで何とかならんのか、ほかの地域ではこういったコンビニ等でも取得できるような環境があるけどということで、数年前に僕も担当部署へ相談しに行ったことがありました。

その頃は、まだまだちょっとこのことをやるに対しても多額の予算がかかることから、なかなか難しいなという答弁をいただいたとったんですが、今年度、令和4年度ではこうやって新しく事業を組んでいただいたこと、本当にうれしく思っております。

ですので、このことに対してちょっと詳しくお聞きしたいと思いましたので、今回質問を上げさせていただきました。

このサービスの概要についてお聞きをしたいと思いますが、まずは取得できる証明書の種類、またこの取得はいつからできるようになるのか、そしてこれを利用するための条件はどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

コンビニ交付サービスは、従来市役所窓口でのみ発行していた住民票などの証明書を、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されておりますキオスクという端末から取得できるサービスです。

サービス開始時期につきましては、本年10月末までに実施するよう準備を進めております。取得できる証明書の種類は、住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票、税の証明書としまして、所得証明書、所得課税証明書、課税証明書がございます。

証明書の種類により取得できる範囲が異なり、例えば住民票、戸籍証明書と戸籍の附票はカード

を所有している本人の分に加え、同一世帯または同一戸籍の方の写しを取得することができます。

しかし、戸籍につきましては、古い戸籍は、取得はできません。窓口のみの交付となります。

また、印鑑証明書、税証明書は、カード所有者本人分のみしか取得できませんし、税証明書は現年度分のみで、過去の証明書の発行はできません。

このように証明書により、カード所有の本人分のみしか取得できないものや同一世帯の方の分は取得できるなどの条件がございます。実施に当たっては、十分な周知を行いたいと考えてございます。

また、コンビニ交付を利用する条件としましては、マイナンバーカードが必要であることに加えまして、カード発行時に窓口で利用者証明用電子証明書という電子証明書をカードに格納し、この証明書用の4桁の暗証番号を設定する必要があります。

以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） いわゆるコンビニで利用できるということになります。マイナンバーカードを持っていけば、いけるということですが、この市内においてはコンビニエンスストア、様々なコンビニエンスストアがあります。

まず、どのようなコンビニエンスストアで使えるのかということをお聞きしたいのと、これが市外でも可能なのかということをお聞きします。

また、コンビニは24時間営業ですが、取得できる時間帯の制限はあるのか、また取得するための手数料は幾らなのか、そういった窓口での、いわゆる市役所の窓口での料金との差はあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 証明書の交付の可否につきましては、店舗に専用端末が設置されているかどうかによります。市内のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートには、専用端末が設置されておりますので、これら全ての市内店舗で交付はできますが、デイリーヤマザキには端末がございませんので、利用することができません。

また、市外のコンビニでも同様に、専用端末が設置されていれば取得することができますので、例えば郡上市住所の方が東京のコンビニで住民票を取得することも可能です。

取得できるのは、期間につきましては、12月29日から翌年1月3日までの年末年始の6日間以外の日、時間につきましては、サーバーの稼働時間の関係もございまして、最大で午前6時30分から午後11時までの時間となります。

ただし、戸籍の証明書については、休日や時間外での戸籍の届出によって証明書の内容が変動す

る場合がございますので、自治体ごとに交付可能日と時間を変更しているところもございます。これら交付可能日と時間につきましては、近隣市町の状況を参考にしながら、今後検討してまいります。

また、証明手数料につきましては、コンビニ交付の利用とマイナンバーカード取得促進のため、一定期間の割引について検討をしております。

以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） 今のその料金の話ですけど、まだ検討しているという中ですが、窓口との料金とは違いが出てくるということではよろしかったですか。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） はい、そのように御理解いただきたいです。例えば、住民票ですと、300円頂戴しておりますが、ほかの自治体さんでは50円、100円とか割引しておりますので、そういったところを参考に検討してまいります。

(6 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） はい、分かりました。やはりコンビニエンスストアができる場所とできない場所が存在するとか、今のお話、24時間営業なのに証明書は時間制限があるとか、今言った料金のこととかは、しっかり決まったら告知をしていただいて、市民の方が迷わないように、あれ、あそこ行ったら、おお、取れなかったわいななんていうことも困りますし、時間に行ってやっていなかったということもあると思います。

また、市外も、僕、これは、活用はあると思います。その話は聞いております。市外へ住民票を移さずに、郡上市に住民票を置いたまま、学生とか市外へ行かれている方が向こうで、結構進学とかしたりすると、そういった手続が要るときに住民票がというと、わざわざ住民票を取りに帰ってくるとか、親が慌てて取りに行き行って郵送してあげるとかということも聞いておりますので、こういったことも、市外でも取れるよということもしっかりと告知をしていただくと、大変便利なものだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、今の料金の話がありますが、コンビニと市役所窓口との料金の差もあるということで、また多分このコンビニのほうが気軽に取れる、マイナンバーカードがないといけないという条件でもありますけど、これが普及していけば、比較的コンビニのほうが、発行枚数が増えていくような気もするんですけど、将来的の話になっちゃうかもしれませんが、このサービス開始を窓口業務、いわゆるこの市役所振興事務所の窓口業務の変更等は、今の時点で考えてみえるのか教えていただき

たいと思います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 御質問の窓口業務の縮小につきましては、コンビニ交付で取得できる証明書に限られていることや操作に不安を感じている高齢者も多いと考えてございますので、市民サービス維持のため、検討してございませんので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） はい、分かりました。いずれにとっても、このサービスについては大変便利なものだと思っておりますので、しっかりと進めていただいて、10月末までにはサービス開始ということでありますので、頑張って進めていただければと思います。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきますが、キャッシュレス決済推進事業についてということで、これも令和4年度の新事業として組まれました。

私も過去の一般質問で、この話を提案させていただきました。いわゆる紙で発行されておった商品券を電子化したらどうやということ質問をさせていただきました。早速このような取組をしていただきまして、本当にうれしく思っております。どうかこれが多く市民の方に広がっていくよということ、ここで一般質問をさせていただきました。これを通じて理解していただければと思います。そんな形で、こちらのことも概要等を含めて質問させていただきたいと思います。

まずは、このシステムの概要ということで、まずは大まかなイメージと、またそれがいつから利用できるのかという質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、キャッシュレス決済システムのイメージについてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、個人のスマートフォンにアプリケーションをダウンロードしていただき、コンビニエンスストアで現金をチャージしていただくことから始まります。チャージされた金額には、プレミアム分が付加され、御利用される場合には店舗に掲示してあるQRコードを読み取り、利用金額を決済していただくというようなシステムであります。

もう少し詳しくこれらの流れにつきまして、こちらのパネルで説明をさせていただきたいと思えます。皆様方には、お手元にタブレットのほうでも資料がありますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず最初、この①番のところでございます。こちらがスマートフォンに郡上市独自のキャッシュレス決済用のアプリケーションをダウンロードしていただきます。ダウンロードには、PRチラシ

や加盟店舗などのQRコードを表示いたしまして、利用者の方が簡単にダウンロードしていただけるようにいたします。

次に、②のところでございますが、このアプリから会員登録をしていただきます。氏名、性別、年齢、住所、メールアドレスを入力していただきますと、6桁の認証コードがメールで返信されますので、送られてきた認証コードを入力すれば、登録は完了ということになります。

次に、③の商品券の申込みです。アプリ上の商品券購入画面で購入金額を入力し、また代金を入金するコンビニエンスストアを選択していただきますと、確認番号がこちらにもメール返信されます。これで購入手続の受付は完了ということになります。

次に、下段になりますが、④です。実際に商品券の購入ということになりますが、先ほど指定をしましたコンビニで、受付完了日から指定の期間内に代金を入金していただくことになります。

コンビニ内に設置してあります発券機に、先ほどの③の商品券申込時に返信されてきました確認番号を入力していただき、お支払い用シートを取得していただきます。

そのシートを持ってレジで代金をお支払いしていただきますと、プレミアム分が付与された金額の商品券、こちらのほうがチャージが完了ということになります。この商品券の申込みとコンビニでの入力につきましては、24時間対応となっております。

次に、実際にチャージされた商品券を使用する場合です。こちらは⑤の手順となります。

まず、会計時にアプリを開き、店舗レジ付近に掲示してあるQRコードを読み取っていただきます。

次に、お支払金額を店舗スタッフに確認していただきながら入力をし、画面に表示されたお支払いするのボタンを押しますと、支払いが完了ということになります。

また、このアプリからは郡上市内の商品券利用可能店舗を探すこともできます。ここまでの利用手順の概要ということになります。

最後に、店側、店舗への精算についてであります。

加盟店へは利用月の1日から15日までの分は翌月の中旬、16日から月末分は翌月の月末に毎月2回、売上金額が指定口座に振り込まれます。加盟店舗の方は、振込金額を確認していただきまして、またお店の売上状況もネットから確認することもできます。

そして、こちらのほうのスケジュールを申し上げさせていただきたいと思いますが、今回のこの事業のスケジュールでございます。

今年7月から10月にかけて市内店舗への加盟促進の説明等、また利用者である市民への加入促進の説明を行いまして、12月から利用開始をさせていただきたいというふうに思っております。

システムのイメージ、今後のスケジュールについては以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） このいわゆるキャッシュレス決済においては、今本当にいろんな事業者が取り組んでおりまして、いろんな方法があります。

皆さんも結構、市民の方も利用が多いと思っておりますので、こういった形で今日システムの概要を聞きましたが、似たような感じなものでありますので、比較的導入に当たってのハードルは低いのではないのかなと思います。

ちょっと1つ質問、もう一個聞きたいんですが、先ほどアプリをダウンロードしてチャージをする、いわゆる使う前にスマホへお金を入金する方法というのがありましたが、いわゆるチャージ方法はコンビニで購入するというふうに言われましたが、そのやり方はコンビニ決済のみの検討なのか教えていただきたいと思えます。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

キャッシュレス決済の現金チャージにつきましては、市内16か所に発券機を設置しているコンビニでのチャージのみとしております。

しかし、今後事業を進めていく中で、利用者の方などの御意見もお聞きしながら、そのチャージ方法につきましては、さらに利便性を高めるための検討も必要になってくるのではないかというふうなことも思っております。その際にはよく研究してまいりますので、よろしく願いをいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） はい、分かりました。こういったことは常日頃いろんな状況が変わっていきますので、その都度に合わせてしっかりと検討いただきたいと思えますが、また続きまして質問をさせていただきますが、いわゆる事の発端というか、こういった事業に取り組むのが、先ほど言ったように、紙の商品券を発行している中で、電子商品券もというような話の中からだと思うんですが、まず1点、ここで聞きたいのは、今後は、例えばこういった商品券の発行をしていくと思うんですが、紙の商品券は廃止するのか、また電子商品券のみにしていくのか、どのような考え方でおられるのか質問させていただきます。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをいたします。

今現在発行しております商品券は、郡上市商工会が取り扱う紙ベースの郡上市共通商品券でございます。現在のこの郡上市共通商品券は今後においても、高齢者の方などを中心にスマートフォンをお持ちでない方やギフト券として御利用される方など、引き続き需要が見込まれますので、現在

のところすぐ廃止ということは考えておりません。

したがって、昨年、一昨年度実施をいたしましたプレミアム付商品券の発行に際しましては、今後は電子商品券と紙ベースの商品券を併せて発行していくということになるというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) こういった事業が始まりますよというのは多分新年度事業の宣伝で、広報を通じて発表されたときに、市民の方に言われました。スマホを使えんけど、どうなるんやろうということが言われました。

そのように紙も多少なりと発行していただけるということであれば、全く使えない方にとっても平等性は出てくると思いますので、それもまた進めていただきますが、また状況を見ながらいろいろと変更していったいただければと思います。

続きまして、また続いて質問入っていきますが、こういったまずシステムを構築されることは本当うれしいですが、このシステムをどう発展させていくかということが重要だと思います。

まずは、1つに使える利用店舗、いわゆる加盟店舗が多くなるのが重要だと思っています。このシステムが構築できても、使うことができないような、店がないよということでは駄目だと思います。先ほど商工会を通じて、また10月までに加盟店舗の促進をしていくということでありましたが、まずはどのような形で進めていくのかということをお聞きしたいと思いますし、また今正直いろんなキャリアが、先ほども出ていたと言いましたが、今、店舗へいきますと、本当にあります。

レジの前に行くと、キャリア決済できますよといって、絵を見ると、何十種類というマークがいろいろ書いてあって、様々なスマホで決済ができるようなシステムが出来上がっておりますが、その中で事業者の方たちと話をしていると、ちょっとあそこのシステムやめたわという人がいるんです。

何ですかと言いますと、手数料が高く、最初はそういう人たちもシステムを導入するために手数料無料でどんどんどんどん普及させて、近くなってきたら、普及してしまったら、今度システム手数料もらいますというようなことをして、多いところだと、3%とか数%を売上げから手数料として引かれるそうです。そんな中で、そういったシステム手数料を取られるからといって、スマホ決済のあれをやめたんやという声も多く聞いております。

ですので、そういった点も含めて、この郡上市のこの電子商品券のシステムは、事業主側の利用手数料は発生するのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(田代はつ江) 可児商工観光部長。

○商工観光部長(可児俊行) お答えをいたします。

この郡上市キャッシュレス決済システムに多くの市内店舗が参加していただけるよう、加盟店舗への募集につきましては、郡上市商工会が中心となりまして、まず7月から10月にかけて積極的に説明会等を実施していきます。

また、説明会に参加できなかった事業者などを対象に、随時説明会の開催や個別説明などを行いまして、広く事業者の方の参加を促し、加盟促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

そして、加盟していただく際や決済に係る店舗側の負担というものはございませんので、多くの事業者の方に参加していただきたいというふうに思っております。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) いろんな事業者の方たちはほかの決済をやってみえますので、比較的この導入に対してはすんなりといけるとは思います、やはり大事なところは今までほかの決済をやっていない事業者の方、そういった方にせっきやくですので、こういったことを普及してもらい、使ってもらいようなことをしてもらったほうがいいと思いますので、しっかりと説明をしていただいて導入するとか、また今の手数料がかからんというのが最大のメリットであります。

こういった決済を入れていない事業者の方では二パターンあって、全くこういったことが分からないからよう入れんのやという事業主と売上げが大きい事業者もよう入れんのです。

売上げが大きいイコール手数料が大きくなるものですから、そんなに大きい手数料を持っていかれるんだったらようしないから、うちは導入しないんだよという人もいます。

そうすると、そういったシステムも入れずに現金やらということになるんですが、せっきやくシステム手数料はかからんということでしたら、それを最大にPRしていただいて、とにかく使える店舗がたくさんあるというような形にさせていただけると、今度の次に利用者のほうの促進にもなりますので、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

引き続き質問ですが、今、事業者のほう、加盟店舗のほうを聞きましたが、今度は利用者のほうを聞きたいと思いますが、このシステムが最終的に多く使われるのは加盟店舗が多く、そしてそれに踏まえて利用者が、皆さんが使っていただける状況になったことが一番だと思っています。

だから、今度は利用者に対してどのような方法で進めていくのかということと、あと今のほかの他社の決済を見ていると、僕も正直何種類かの決済をやっていますが、使う優先順位というのが結構あって、それはなぜかという、ポイントですね。

いわゆるいろいろ買物をしたりすると、ポイントが戻って、ポイント還元されるんです。そのポイント還元がこういったキャッシュレスのお金に使えるということで、このシステムを使うと、ポイントがたまって、またそれが使えるからといって、そういったポイント還元が多いものを優先的

に使うんです。

そういったことも含めて、この市のほうのシステムはポイント還元とか、そういったことは考えてみえるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをいたします。

市民の方など多くの利用者を確保するために加入促進や利用方法の説明会を、こちらは郡上市、市のほうが中心となって7月から10月にかけて各地域で実施してまいりたいというふうに思っております。

また、同時に市のホームページや広報誌など様々な媒体を用いてPRし、御高齢の方に対しては、各地域で実施しているスマートフォン教室やシニアクラブの会合、イベントなどでも説明会等を行っていく計画でございます。

今年度はキャッシュレス決済に取り組む初年度ということであることから、加入促進のために少し高めに設定をいたしました3%のプレミアム分を付与することや当期には市内スキー場でこのキャッシュレス決済を御利用の方に10%のポイント還元を実施するイベントも計画をしております。今後も市民の方のみならず、観光客の参加など加入促進と利用促進のためのポイント還元イベントというものは随時実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 今日こうやってたくさんの質問をさせていただきまして、答弁をいただきました。すごいこの枠が広がるというか、今はまだこれぐらいのことかもしれませんが、まだまだ可能性がすごいある事業だと思っています。

こういった状況を見ながら、本当に進めていっていただいて、皆さんに活用していただけるようなシステムになっていけばいいと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

このキャッシュレス決済ですけど、利用者と加盟店、この市内でということで、今、観光客の話もありましたが、こういったことで地域循環、すごく活用できるものだと思っております。

ですので、こういったことでしっかりと考えて進めていただければと思いますが、僕は、個人的な考えであるんですが、例えば市が市民の方たちに費用弁償としてお金を払ってみえますよね。そういったものを、例えばこういったこのキャッシュレス決済のポイントで支払うと、そうすると、あくまでも費用弁償というのは交通費の負担というような形ですので、例えばガソリン代とか、車の維持費というものになるものですから、そうすると、このキャッシュレス決済のポイントで払えば、必ず地域のガソリンスタンドでガソリンを入れるとか、そういったことになって、地域

循環になってくるのではないのかなと思います。

そういった形で考えておりますが、市として地域循環についてはどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、現在、市が振り込み等を行っている費用弁償や給付金事業などをキャッシュレス決済のポイントとしてお支払いし、地域通貨として利用されれば、市内の経済効果は確実に上がるというふうに思います。

しかしながら、実施に当たっては手続上の課題であったり、給付対象者の方の御理解というものをクリアしなければならない点も多くあると思われまので、今後は研究をいろいろさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） ありがとうございます。本当にこの辺りはしっかりと研究していただいて、いい活用をしていただきたい、そんなふうに思っております。

今日振り返りますと、1番と2番の質問、オンラインによる行政手続とか、コンビニでの証明書の交付サービスについては、まずはマイナンバーカードが必要ということであります。本当にマイナンバーカードの普及が必要です。

今日は、今朝、ちょうど岐阜新聞の記事に載っておりました。国のほうがマイナンバーカードの普及枚数の割合に応じて地方交付税を検討していくみたいな、ちょっと増やしていくみたいなことを書いてありましたし、とにかく国としてもマイナンバーカードを普及させたいという思いがあるようでありますけど、ぜひ郡上市においてもマイナンバーカードがたくさん普及できるようなサービスをしていただきまして、皆さんがこういったシステムを使える環境にしていただきたい、そんなことも思っております。

今定例会から、今日皆さんの机の上にはタブレットが並んでおります。議会も執行部側も、DXの取組も進んでおると思っております。このシステムも使ってみなければ分からないと思います。とにかく使って、分かって、便利だということが分かります。そこの一歩まで進むに結構大変だと思いますが、本当にその後はこんなもんだということで進んでいくと思います。

本当に市民が便利に使えるようなサポートをしっかりとしていただきまして、いい事業を構築していただきたいと思ひまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時09分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（田代はつ江） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

大きく2点、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

1点目、ロシアのウクライナの侵略や円安の影響で、特に生活や経済活動に必須の基盤である電気の料金は今後も高くなることを見込まれております。

特に、新電力事業者はこの影響は顕著でありまして、風車の企業の社長さんなどからお話を聞くと、来月から光熱費2.5倍程度の動きがあるとのことであり、現在、契約の代替先への切替えも順番待ちでなかなか容易ではないとのことであります。

郡上市自体も影響を受けられると思いますが、市民生活にも大きな影響があり、農業や商業施設などかなりの収益悪化を促すことが予想されております。

中小・小規模事業者にとって経営上の喫緊の課題と言えますが、物価高騰を含め、今後の課題について、市としてどのような考えなのかをお伺いしたいので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたします。

ただいまお話がありましたようにコロナ禍からの全世界的な景気の回復であるとか、あるいは今のロシアのウクライナの問題等に端を発するエネルギー危機、こういったことにとりまして非常に電力のいわばエネルギー価格が高くなっているということ、御指摘のとおりであります。

私どももこうした声をお聞きしておりますし、商工観光部のほうで幾つかの部の聞き取りをさせていただきました。今回の電力の料金の高騰というのは特に大体1年間、1年間ごとに個別に契約をしておられる、そうした御指摘のあったような製造業であるとか、あるいは大きな宿泊施設であるとか、様々なところで影響があるようでございますし、また、この影響の表れ方がいわゆる新電力といわれる電力の卸売市場から電力を調達すると、自らが発電もして送電、配電をするというよ

うなその一連の系統ではない電力会社の被っている影響が非常に大きいように感じております。いわゆる旧電力系の電力にお世話になっているところは、例えばそのいわゆるこれからの値上がり以降になったら1.2倍とか1.3倍ぐらいというようなことのように会社のほうも認識しているのですが、特にこの新電力の関係については本当に2倍を越すような料金の通告を受け、あるいは改定を迫られているというようなことのようにございます。

そう申し上げます郡上市においても、実は58の施設について3つのグループに、いわゆる新電力からの購入を1年契約でしているところがございます、その電力の卸売市場の原価のその高騰によりまして何らかの改定を今要請されていると検討中というようなことでございます。

また、一般家庭においても、通常の例えば4人家族で通常の電力の使用料というようなところについてもお聞きをしますと昨年の1月ぐらいいかなり電力は1か月6,000円台ぐらいのところ、今8,000円ぐらいまで上がってきているというようなことで、かなり一般家庭においてもこれから電力の高騰というのは影響を受けてくるだろうというふうに思っています。

こういう状況を受けて、国、県ともに緊急施策ということで、いわば融資制度であるとか、岐阜県においてはその融資を受ける際の信用保証料の負担を肩代わりするというような施策も打ち出しておられるというふうに思っております。

私も郡上市においても今回このいろんな対応をしないといけないということでの緊急対策部分として国のほうから地方創生臨時交付金の一定の枠を示されておりますけれども、そういうものの枠の範囲で可能な限り施策を講じてまいりたいというふうに思っております。

ただ、これから影響がどのくらいの範囲に及ぶのかというようなことで、この市に示された交付金の枠ではなかなかちょっと対応しきれない面もあるのではないかなというふうに思っております。

国のほうも今回示された緊急対策としての2.7兆円ほどの枠、そのうちの1兆円を地方創生臨時交付金ということで示されたわけですが、今後、必要があれば予備費の使用とかいろんなことで対策を講じていくというふうになっておりますので、今後の実際の価格の動向等を見ながら、また、国や県の施策も注視をしながら可能な限りの対策を講じてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 予算には限りもありますし、スキームの仕組みの作り方も難しい部分もあるかと思いますが、市長からは前向きな御回答を頂きましたので、次の質問に移りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、地方創生についてということで、次の質問をさせていただきます。

地方創生とは、つまるところ若い世代を引きつける地域をつくることではないかというふうに思います。

令和3年度、市内でお生まれになったお子さんの数は合併以来、初めて200人を割り、187名となりました。これは合併当初の八幡町で生まれたお子さんと同等程度の数だというふうに認識しております。

出生率が落ち込んでいるわけではなく、出生数が急激に減少していると。出生数の減少はこのまま若い世代の急激な減少がその原因にあるというふうに考えます。

そこで、以下4点につき質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1つ目の質問に移ります。

デュアルシステムは高校生の段階で市内企業とのつながりをつくり、将来的に人手不足の企業との間を取り持ち、就職先として学生さんに考えていただくものでありますが、そのねらいと同様のものとして郡上市出身の大学生等と市内企業のプラットフォームをつくってはどうか。

現在では、ネット上のインターンシップをやっている企業も県内では出始めているらしいと聞いております。市内企業と学生の継続的なつながりをつくり、市としては人口減少、企業は人手不足とこれらの課題に協働で取り組んでいく新たな枠組みが必要であると考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま議員が言われましたように、現在、郡上北高等学校では令和2年度より2年生を対象にデュアルシステムを実施しております。このデュアルシステムは毎週木曜日に年間22日間を企業で実施するものでありまして、実習生の中では卒業後に実習先の企業へ就職した生徒もいるというふうに聞いております。

また、この企業実習がもたらす効果につきましては、アンケートの結果から参加生徒のコミュニケーション能力が向上したなどや、企業側においても後輩従業員の教育方法の向上や、若い従業員の人材育成に役立ったという声がございました。

市におきましても今後もデュアルシステム受入れ企業に対しましては、引き続き支援を行いまし、市内企業への就職を促進してまいりたいというふうに思っております。

御質問にもございました市内企業と学生の継続的なつながりにつきましては、現在、郡上市雇用対策協議会でそのつながりを深める事業を積極的に行っているところでございます。

進学等で市外に転出した学生などのUターン者や市外からの人材確保のIターン者などを対象に、市内で就職を促進することを目的に郡上市の出身者が多数進学していると思われ、岐阜、愛知の大学を中心に訪問し、市内企業のPRや大学の就職担当者との情報交換を積極的に行っており、昨年度は9校の大学と市内企業15社の参加を頂きまして、インターンシップの受入れなどの取組について意見交換を行ったところでございます。

先般、国においてはインターンシップの推進に当たっての基本的考え方の改正がございまして、その概要は現在大学2年生が令和5年度以降は一定の要件を満たしたインターンシップに参加した場合に企業側は参加した学生の情報を採用選考として活用することも可能とするものでございます。

市としましては、この改正による企業の動きを注視しながら、市内企業へのインターンシップの受入れや大学等との連携についてさらに協議をしてみたいというふうに思っております。

また、大学生のみならず、UIターン者なども対象とした郡上市合同企業説明会を継続的に開催しておりまして、この2年間はコロナによりオンライン開催ではございましたが、それでも多くの市内企業と参加者がございました。令和4年度は新たな取組といたしまして、就活の追い込みをしている大学4年生を対象に開催することや、郡上市での働き方と楽しみ方を体験してもらう大学生対象モニターツアーを計画し、市内企業の魅力や郡上市でのワークライフバランスの魅力など参加者にはSNSを通じて広く情報発信をしてもらう予定であります。

令和4年度の市内企業への新規就職者は88名でありまして、そのうち大卒者は18名、短大・専門学卒者が18名、高卒者は23名で、全体の67%を占めます。これらの学卒者はジェネレーションZ、いわゆるZ世代と呼ばれ、生まれながらにしてデジタルネイティブの世代でありまして、インターネット環境での情報収集や発信が当たり前の世代であります。これからは彼らがいかに情報を得て交流しているのか。Z世代とSNS等につながることで郡上市の企業や求人の情報をいかに発信できるかなど、雇用対策協議会とも一緒になって研究してみたいというふうに思っております。

今後におきましても雇用対策協議会の事業を充実させつつ、企業の方々の御意見も頂きながら時代に即した事業の展開に努めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 続きまして、企業誘致の在り方について質問させていただきます。

人口減少化の企業誘致について考えなければならない点は2つあると思います。1つは誘致の際に人材、人が集まるのかという誘致前の課題、もう一つは人手不足に悩む既存企業への影響といった課題であります。この課題に対しては本市の人を奪い合うようなゼロサムではなくて、新たに人を増やすような企業誘致は何かを考える必要があるというふうに思います。

また、地域経済循環の観点から産業連関表に基づいた漏れバケツの漏れを埋める産業とは何か。市内在住のクリエイターなどの方々のスキルを生かせるような産業とは何かなど、既存の方々へのプラスの影響を最大化する企業誘致はどうあるべきかを考えるべきだというふうに思います。

また、最も減少が予想される若い女性が働きたい職場は何かなどを考えていく必要があるというふうに思います。つまるところ、市として企業誘致に対し、どのような戦略をもって取り組むかが

問われているというふうに思いますが、市としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをいたします。

これまで郡上市においては雇用の場の確保、市内経済の活性化を目的に、企業誘致を行っておりますが、進出される企業は主に製造業であります。郡上市の有効求人倍率は令和4年4月現在で1.6倍でありまして、全国平均を大きく上回るものであります。議員が言われるように企業誘致に際し、既存企業とのゼロサムではなくて、新たなパイを増やすような重要性というものにつきましては十分に理解をしているところではあります。現在、雇用対策協議会が取り組んでいるUIJターン者、新規学卒者等の市内企業への就職誘致においては既存の従来の企業誘致であっても新たな雇用の場を確保できるという面では一定の効果はあると思っております。

また、産業連関表上での漏れバケツの漏れを埋めるべき産業や市内在住のクリエイターなどの方々並びに若い女性が働きたい職場等を考えて、どのような企業を誘致していくのかにつきましては、新たな産業イメージというものを想像し臨むべきことや企業の職場改革など個々の企業の自助努力によって成し遂げられるものもあるというふうにも思っております。

企業誘致にとって重要なことは、まずは地域のニーズに合った企業を優先に考えていくことでありまして、郡上市のこれからの見据え、環境面に配慮した誘致というものも必要であるとも考えております。

なかなか進出企業の業種というものを前もって絞り込むということは非常に困難ではございますが、例えば、地域経済循環の観点から言えば、できる限り市外へ所得を流出させない、いわゆる地産地消を可能とする事業者になると思えます。

市内で生産された牛乳を市内で加工できる事業者、市内の農水産物を加工し、市内の飲食店等に提供できる事業者、または地域の原材料を用いて観光客向けの土産物など市内生産できる事業者など様々な加工事業者が考えられます。

また、市内にはデザインや工芸品など伝統的な商品の生産や優れた地産地消の商品生産など様々な分野においてこれらを手がける在住のクリエイターの方がいます。これらの方々のスキルが生かせる産業という点では、生み出される商品などつながりが持てるクリエイティブ企業の誘致なども考えられます。

そして、市内企業で若い女性が働きたいと思っただけの職場にするには、個々の企業において人材育成、仕事と家庭の両立、子ども・子育てサポートなど働き方改革や労働環境等の改善に取り組み、女性の活躍推進への認定制度を取得し、ホワイト企業を目指していただくことであるというふうに思います。

郡上市は、南北に東海北陸自動車道が走り、東西には中部縦貫自動車道、そしてまた現在計画中

であります濃飛横断自動車道など交通の要衝に位置することや、情報機能の整備状況、豊かな自然環境などから、今後は企業イメージという二次的効果も考えて、この郡上市という地を選択する企業もあるというふうに思っております。

今後は企業を引きつける郡上市の魅力、強みをいかに整理し、情報発信していくが必要であると考えておりますので、引き続き県等との協力も得ながら、この企業誘致活動を鋭意進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 今回も予算で企業誘致関連の整備に対して多額な予算を使わせていただいておりますので、ぜひ郡上市にとっていい企業誘致になるようにしていただきたいと思いたすし、恐らくいい企業誘致にするためにはやはり企業誘致の目的は何かということ常を常に考えながら戦略を練っていく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひこれからも議論しながら進めていきたいと思いたすので、よろしく願いをしたいというふうに思いたす。

続きまして、人手不足の課題や多様な雇用の場の創出というアプローチとは別に、どういふ方々に本市に来ていただきたいかというコンセプトを明確にした移住定住戦略が必要ではないかというふうに考えます。その際、仕事を自ら作り出せる人材や、また転職なき移住を呼び込む拠点を本市は目指すアプローチが考えられるというふうに思いたす。言わば、どこでも働ける人がどこでも住むことを選べるが、やっぱり郡上市に住みたい、そういうメッカに郡上市になっていただきたいなというふうな思いで質問したいというふうに思いたす。

そんな可能性を本市は市街地にも市街地以外にも有しているというふうに思いたすますが、そういふ方々にとって魅力的な住環境の整備ということは重要であるというふうに思いたす。

また、十六総研の調べでは、借家率と社会増減率の推移の関係を示すデータが提示されておいたすして、賃貸住宅と空き家対策は代替関係ではなく補完的な関係であるという提言もされておいたす。

本市でも都市計画マスタープランではまとまった空き地にコーポラティブ方式で町家型住宅を建築するスタイルの構築に向けた研究と、可能性に関する検討を行い、モデルとなるような町家型公営住宅の整備等についても併せて検討を行うと都市計画マスタープランには記されておいたす。これを整備していくことは、本市が仕事を自ら作り出す方、転職なき移住を呼び込む拠点を目指すというソフト戦略を実現するためのハードの基盤となり得ると考えますが、市としてのお考えをお聞かせ願いたすというふうに考えます。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをいたす。

平成28年度に策定されました八幡都市計画マスタープランにおきましては、まちづくりの目標と

いう中で振興施策の一つとしまして空き家、空き地問題の解消と定住促進プロジェクトというものがございまして。これは八幡市街地の問題となっております空き家であったり、空き地の問題、これらを解決するとともに空き家を活用した定住化を促進し、歴史的町並みの環境保全、こういったものを活力の維持の向上を目指すというものでございまして。

現在、具体的には空き家、空き店舗の改修に対する支援としまして、都市住宅課におきましては空き家等の活用改修費補助金を、商工会におきましては空き店舗等の活用事業補助金等を交付しております。

また、空き家の有効活用を扇動する組織づくり、空き家の活用システムの構築、また町家のモデルハウス事業というものにつきましては、郡上八幡の産業振興公社にチームまちやが結成されております。ここでは様々な空き家の活用事業が行われておりますし、こういったところも含めて官民によりそういった取組が現在進めているところでございまして。

また、ほかの方法ということで議員のほうからもお話がありましたコーポラティブ方式によります町家型住宅の建築スタイルの構築と、モデルとなるような町家型の公営住宅の整備等がございまして。ただ、これらにつきましては現在、具体的な事業化はされてはいない状況ではあります。

もう一つ、シェアオフィスについてですけど、既に郡上市内におきましても美濃市の事例と同様に県や市の補助を受けてそういった民間の活力の中で整備運営をされているところでございまして、このシェアオフィスに類似するものとして郡上市サテライトオフィスの誘致推進事業補助金、こういったものも現在行っております。これによりまして市内への企業、あるいは人の流入、そういったものにも寄与しているところでございまして。

議員から、市外から人を呼び込む拠点の整備が必要である、あるいは賃貸住宅の整備と空き家対策は補完的であり、同様に進めると効果的であるというような御意見を頂きました。このコーポラティブ方式、こういったものにつきましては町家型の住宅建築のスタイル構築につきましては、事業を進める段階におきましては御意見のあったことを参考にしながら関係課とも連携していきたいと思っております。

また、郡上市の公共施設等総合管理計画、以下の関係する計画におきましては公的施設の在り方について、現在検討を進めているところでございまして。公的な住宅の必要性につきましてもそこらあたりを見極めながら、その方式につきましては慎重な判断をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 手段はいろいろな手段があると思いますが、確かに多分データも見ていただいたと思いますが、非常に相関関係が強い定住人口の数と賃貸住宅の整備というのは非常に相

関係が強く、その因果関係があるかというところはまた別の問題かもしれませんが、非常に密接な関係がありますので、いろんな総合的な判断で進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、これからの地方の目指すべき姿を政府はデジタル田園都市構想としております。目指すべきは新たなまちづくりの中心概念としてwell-beingが位置づけられていることであります。well-beingとは心身の健康や幸福といったものであります。デジタル田園都市構想の中でデジタルは手段であり、市民の心身の健康や幸福の増大を目指すことは不変の政治の目的であると思いますが、この住民の心身の幸福度を測定評価し、まちづくりに生かしていくというものが非常に新しいものを政府は取り組もうとしているというふうに思います。裏を返せば、従来の地方創生の人口目標戦略からの静かな転換ではないかというふうに私は思っていますが、今後、これらの指標策定は国の交付金等の前提条件にもなっていくのではないかというふうに思いますし、また、これはまちづくりの目的を広く見える化することであり、人々がこの地域で暮らす暮らしの幸せを考えていくことの一環でもあるというふうに思います。

そして、充実した指標を作成することは、東京とは違う幸せを感じられる新たな生き方の選択肢としての郡上が名乗りを上げる、そういうことにつながるのではないかというふうに思います。先進地域としては加古川市、地方創生の旗手として名高い海士町などがありますが、デジタル田園都市構想にwell-beingを指標として軽量化した意義を市長はどう捉え、また今後の市においてどういうふうに取り組んでいくか、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

岸田内閣が発足して岸田総理がこの一つの国づくりの柱としてデジタル田園都市国家構想と、こういうものを打ち出されたということで、私はこのデジタルというのはずっと前の内閣からも課題でございましたし、今いろんな問題を解決するためにこのデジタル化ということが大きな課題になっているし、まさに時宜を得た捉え方だなというふうに思いましたが、もう一つ、それに加えて非常に貴重なコンセプトである田園都市国家ということを持ちだされた、これには非常に私は一種なつかしい思いがいたしました。というのは、この田園都市国家論とか田園都市国家構想というのは昭和53年から55年ぐらいだったのでしょうか、大平正芳内閣であった頃、大平さんが一つの言わば国づくりの基本理念、哲学として提唱されたのがこの田園都市国家論であったというふうに思い出したからであります。

また、大平さんがこういうことを言われたのは日本で言うと明治30年代ぐらいだと思いますけども、イギリスでハワードという方が提唱したロンドンとかいろんなところで大都市の生活のいろんな弊害が出ている、それをロンドンから六、七十キロ北方だそうですが、デンシバーズというところ

ろで言えば田園に囲まれたところで非常に環境もいい、そういう田園都市、英語で言うと Garden City という構想でこの都市づくりを提唱されたと、こういう歴史を踏まえてのお話だったのではないだろうかというふうに思っておりますが、大平さんの唱えられた田園都市国家論というのは都市建設論、田園都市国家というところか新しい農村に囲まれたところにニュータウンを造るとか、そういうふうにすぐ受け取りがちですが、大平さんが言われたのは人と人の関係、あるいは人と国土の関係、人と自然の関係、こうしたものの在り方、思想、哲学というようなものをやはり述べられたというふうに受け止めるのが適当なようでございまして、人と人の間で自立・自助の精神であるとか思いやりのある人間関係であるとか、相互扶助の関係、あるいはそういうものを通しての適正な公共福祉の在り方であるとか、様々なそうした非常に人間が人間らしくお互いに人間関係を非常にいい人間関係でこの国土と関わっていくべきではないかというような非常に深みのある哲学的なお話だったようでございますけれども、それが、ただ大平さんはその構想を具体化する研究会とかそういうものをお設けになりましたけれども、残念ながら割と短期間でこの大平内閣は大平さんの急死ということで1つのピリオドを打ったために、この田園都市国家論というのが十分に政策の運営に反映をすることなく消えていったのではないかなというふうに思っております。

そうしたものを今回デジタルというものにかぶせてといいますか、その基底にあるものは田園都市国家論だというふうに持ち出されたのは、非常に私は意味があるというか、大切なことではないかというふうに思っております。そして、その基底にある最も重視すべき価値を well-being という、健康あるいは健康である状態、あるいは幸福、幸福な状態というようなことを意味する英語だそうですが、この well-being という概念を持ち出されて、そのいろんなまちづくり、地域づくりの根底にそういう哲学を持った田園都市国家というものをつくっていきたいんだと、そして、それをつくっていくためには一つの重要な手段、ツールとしてデジタル化ということが必要なんだというふうに説いておられるのかと思います。

今この岸田内閣のデジタル田園都市国家論、最近、基本方針のようなものが出たようですし、またそれを基本にしながら、今あるまち・ひと・しごとづくりの総合戦略等についてもそうした視点から見直すということをおっしゃっておられます。そういうやはり動向をしっかりと見極めながら郡上市としても地域づくりを進めていきたいと思いますが、受け止めとしては、私はこれまで郡上市が進めてきた、例えば観光立市であるとか、あるいは小さな拠点とネットワークづくりであるとかといったような考え方と決して反するものではなくて、むしろそういうものをやはり応援をしていただける施策であるというふうに感じております。

ぜひ、このデジタル田園都市国家論が今後どう発展するか、そういうものを注意深く見つめながら私たちとしても、やはりこれまで目指してきたこの住みよい郡上づくりのためにこの施策を大いに活用できればというふうに思っております。そのためにはいろいろとやはりこのしっかりした地

域づくりのふるさとづくりの理念というものをしっかり基底に持ちながら、そして片一方ではそういうデジタル化というようなことを十分活用できる人材をしっかりと育成する、確保していくというようなことは大切ではないかというふうに思っております。

先ほど来、議論されておりますいろんなキャッシュレス決済であるとかコンビニ交付であるとか、そういったこともまさにデジタル化の一対応であると思えますし、その基底にはマイナンバーカードというような、このデジタル社会の基本になるものもございます。こうしたものをやはり市民の皆様にも大いにこれからの地域づくりにそうしたことを理解していただいて、一緒になってこのまさに郡上における地域づくりというものを進めていきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ありがとうございます。ちょうど私が生まれた年が昭和54年ですので、大平総理が総理をされた年が昭和54年から56年ということで生まれたときの総理大臣だなというふうな感じで聞かせていただきましたけれども、今、市長がおっしゃったように多分デジタル田園都市構想というのは今まで郡上市が進めてきた政策と対立するものではなくて後押ししていただけるものだというふうにおっしゃいましたけれども、そのみならず、恐らく先ほど哲学的な話ということもされましたけど、これからポストコロナの時代において、この日本において郡上市というものが果たしていく役割というものは、まさにデジタル田園都市構想の中で最も求められている、そういった都市が郡上市であるというぐらいの誇りと、また気概を持って進めていけることなんじゃないかなというふうに思っていますので、またいろんな議論を通じながら市民の幸せのために議論をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして、これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定しております。

(午前11時02分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 森 喜 人 議 員

○議長（田代はつ江） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

先回の議会のほうでできませんでした1番の質問につきましてまずさせていただきたいと思えます。

在宅医療・看護・介護の課題と対策ということで、これは健康福祉部の関係かもしれませんが、現場の県北西部地域医療センター国保白鳥病院の事務長に今日はお越しを頂いて質問をさせていただきたいと思えます。

本年、今年1月27日に、埼玉県ふじみ野市で発生した立てこもり事件についてということでありまます。これは訪問医療、在宅医療ということについての事件でありますけれども、在宅医療に積極的に取り組んでおられました※_____若い医師でありますけれども、この方が殺害をされました。容疑者は※_____散弾銃を持って発砲したということでありまます。

この※_____お母さんが介護されていたということでありまして、医師や介護施設等ともかなりトラブルが絶えなかったということでありまます。こういった事件が起きまして、現場の皆さんの御感想であるとか、郡上市の現状というものをお聞きしたいと思えます。

もう一つ、2番も含めまして、コロナ禍で要介護者が全国で200万人増加するというようなニュースを私も耳にしました。郡上の現状が分かれば教えていただきたいと思います。

やはり、コロナによって軽度者向けサービスの利用控えだとか、開催がされなくなったというようなこともありましたので、そうした意味で要介護者が増えたのではないかというふうに予想いたしますが、さらには外出控えで筋肉が弱って、交流もなく、そして認知度も増すというようなことが考えられます。そうした点についてまずお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 森喜人議員の質問に答弁を求めまます。

川尻国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（川尻成丈） お答えをさせていただきます。

最初の質問の、ふじみ野市で起きた事件に関しましては、あつてはならない事件であり、医療・介護に携わる者として大きな衝撃を受けまました。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族や被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

マスコミの情報だけで、詳しい経緯が分かりまませんが、第一の原因として考えられることは、この事件は、犯人の資質、人間性に起因していると考えられ、大変特殊な犯行であるというふうに思っております。

したがいまして、この事件を受けて、特別新たな対策は実施しておりまません。ただ、市では、以前より高齢福祉課に相談や苦情を受け付ける窓口を設置し、各事業所でサービス利用契約をするときに用いる重要事項説明書に連絡先を明示し、相談や苦情を受け付けるとともに、市などが間に入り、解決に導く仕組みを設けております。同様に、病院においても患者相談窓口を設置し、対応を

しております。

このような痛ましい事件を防ぐためには、患者様やその御家族との信頼関係の構築が大変重要であるというふうに考えております。

2つ目の御質問のコロナ禍での要介護者の増加についてでございます。

お手元に今日、資料をお配りしておりますので、御覧ください。平成31年3月から令和4年3月までの65歳以上の要介護・要支援の認定者数の資料でございます。データから、コロナ禍が始まる前の平成31年3月から令和2年3月、令和3年3月にかけて認定者数・人口比共に増加をしております。

65歳以上の人口が減っている中、要介護者が増加しており、先ほど議員が御指摘された外出自粛による運動量の低下や、集合型の介護予防事業や、地域住民の集いの場に参加しにくくなった影響等により体力の低下を招き、介護認定者が増えたと推測することはできるというふうに考えております。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

ふじみ野市の事件は、容疑者の人間性の問題であると、特殊な状況であるというふうなお話もありましたけれども、やはり、在宅医療・看護・介護というのは、どうしても介護者と、それから医師もしくは看護師と、それから介護者というのが特定のエリアの中で、狭い部屋でやることで、そうした意味では病院の治療とは違うというふうに私は思っております。

これからいろんなことが起きる可能性もありますので、よく注意をしていただきたいというふうに思います。

それから、この資料を頂きました。ありがとうございます。

ただ、私が予想をしていたよりも全然低いわけでありますが、全国200万人で考えますと、郡上市って大体600人から700人ぐらいに相当します。ということ、この200万という数字もどういふふうに出したのか分からないんですけども、言われているというわけでありまして、そういう意味では、隠れ要介護者・要支援者というのは恐らくいるんだろうというふうに私は想像をしておりますので、いろんな人の話を聞いても、やはり外に出なくなって筋肉が衰えてきたとか、人との会話がなくなってということがよく聞かれます。

今後の話かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、最後の答弁の中にありましたけれども、やはり、患者、もしくはその家族との信頼関係を構築することが非常に重要であるというふうに思ひます。そうした点につきまして、どのように

これから工夫されるのかということも含めましてお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 川尻国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（川尻成文） では、患者・家族との信頼関係の構築についてお答えをいたします。

在宅医療・介護を実施する上では、家族との信頼関係が非常に大切となります。また、家族の負担軽減の観点からも、医療・介護提供者、組織と本人及び家族との信頼関係を構築することが大変重要となります。

信頼関係を構築する上で大切なことは、在宅療養・医療を開始する前に、その内容を十分に理解していただくこと、また、開始後は家族とのコミュニケーションを十分に取ることではないかというふうに思っております。

また、在宅療養には、医師・看護師・ケアマネジャー・介護士等、多くの職種が関わるため、多職種間での連携をスムーズにすることで、よりよい医療・介護が提供でき、それが本人・家族の負担軽減や医療関係者との信頼構築につながるというふうに考えております。

市としましては、先ほども述べましたが、高齢福祉課において、苦情相談窓口を設置し、御意見をお聞きする場を設けております。

また、事業所に対する実地指導において、利用者や家族に対する説明を適切に実施しているかどうかを確認し、指導をしております。

事業所で事故が起きたときに、市に提供される事故報告書を基に御家族への説明が丁寧になされているかを確認し、必要に応じて指導を行っております。

そのほか地域密着型サービスにおける運営推進会議に参加し、事業所として適切に家族の意見を聴取しているか、また、御家族に対し事業運営・方針などをしっかりと説明しているかなどを確認をしております。

白鳥病院におきましては、組織としましては、多職種・医師・看護師・ケアマネジャー・相談員等によりますカンファレンスを週1回程度、院内カンファレンスを実施しておりますし、月2回程度、市内の診療所と連携しております連携医療機関とのカンファレンス、ケアマネジャーとの連絡会議の開催等を実施しております。

また、当院医師が他の事業所のケアマネジャーさんと直接話ができるケアマネタイムという時間を週に1回取りまして、そういったところで多職種間での連携強化を図っております。

職員の取組といたしましては、訪問時、御家庭を訪問したときに御家族のお話をよく聞いて、御家族が疲れている様子があれば、すぐに医師・担当ケアマネジャーに報告し、カンファレンス等を通じて対応を検討しております。

また、患者様が入院された際には、御家族に対しても入院時のアセスメント、入院後の在宅療養支援会議や退院時の退院前調整会議を開催し、安心して在宅復帰ができるように努めております。

このように、白鳥病院を含めた県北西部地域医療センターでは、地域に住む全ての人とその人らしく健康で暮らせるお手伝いをしますという理念の下、療養場所の選択肢の一つとして、患者・家族に寄り添った在宅医療・介護を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

本当に一生懸命やっただいてというふうに思いますが、医師・看護師・介護士の負担が非常に多いというふうに思いますが、そうした中で、ぜひ御尽力頂きたいと思いますが、患者側も、やはりしっかりとした、お世話になっているんだという気持ちを持っていかなければいけないと思います。

やはり、自宅ではどうしてもわがままになるんじゃないかというふうに思いますので、そうした点を注意していかなければいけないというふうに思っております。

1問目は以上で終わりたいと思いますが、2問目であります。

2問目は、ひるがの自然研究に予算をとということで、議員各位に配られているものは1番、2番になっていると思いますが、これは一緒にまとめて質問をさせていただきたいと思えます。

過日、令和4年5月16日、白鳥ふれあい創造館にて、白山ユネスコエコパーク協議会の、白山ユネスコエコパーク学術研究報告会が開催されました。

これ、私も参加をさせていただいてきましたけれども、報告会では、郡上北高校の教諭である山田先生のエコパークフィールドにおけるオオサンショウウオの生息実態調査と保護活動について、そして、2つ目が、岐阜大学の安藤准教授の山中峠湿原ミズバショウの群落の回復に向けた活動についてなど、そのほか2つ、合わせて4つの学術研究の発表がありました。

地元市長ということで、聴講された市長の感想をお聞かせいただきたいと思えます。

また、その中で、岐阜大学のこの安藤教授は、長年、山中峠のミズバショウ群落の獣害による生息環境の変化について、研究対象としておられます。山中峠ミズバショウ群落の状況は、災害や獣害のため、生息範囲が縮小し、個体も小さくなっております。そこで安藤准教授は、ミズバショウ群落の回復に向けた獣害防止や、ミズバショウの苗の育成や植栽を研究テーマとして発表がなされました。

さて、高鷲町の、ひるがの高原にもミズバショウ群落があります。こちらはミズバショウが大きく成長し、見る者に感動を与えています。観光に活用されており、持続可能な利活用の調和を目的

とするユネスコエコパークの理念とも一致していることから、合わせて、もしくは単独で、ひるがののミズバショウ群落の研究に取り組むことができないかという点についてお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

御指摘のとおり、御出席もしていただいていたようですが、5月の16日、白鳥のふれあい創造館におきまして、一つは白山ユネスコエコパークの協議会の総会を久しぶりにさせていただきました。

そして、その後、一区切りついたところで、この白山ユネスコエコパークの協議会が研究助成をしております助成研究の発表会があったということで、報告会があったということでございます。

お話がありましたように、4つのテーマでそれぞれ報告がありました。

その中で、私は感想といいますか、非常にユネスコエコパークというものを、私どもは価値のあるものとして、これからも将来に伝えていき、そしてまた、これを活用をしていこうということがエコパークの趣旨だろうと思ひますが、それをしていくためには、様々なやはり自然の資源であるとか、そういうものをきっちり伝えていくためには、やはり科学的ないろんな研究が必要だということをお痛感致した次第でございます。

いずれも非常に必要な研究かなというふうにお思ひしております。オオサンショウウオの研究、それから、ミズバショウの保護・保全について、あるいは白山の特有のハクサンオオバコというのと国内の通常のオオバコとが交雑をしてしまっているというようなことで、いわゆる国内の種類ではありますけれども、白山にとっては外来種である、そういうオオバコとの交雑、侵入というものをどう防ぐかというようなこと。

それからもう一つは、白山には千蛇ヶ池という池がありまして、これは年によっては本当に緑色のすばらしい水をたたえた池になるんですが、年によっては雪渓がそのまま解けないで残るという年もあるということで、そういう雪渓の消長と申しますか、消える長いと書く消長ですが、どんな年はどんな気象状況だったら残るのか、解けてしまうのかといったような研究だったと思ひます。

いずれにしても、そういう価値のある研究だったと思ひますが、そのうちのミズバショウについては、この山中峠は、こちら郡上市の側から行きますと、めいほう高原のスキー場を上っていったところ、荘川村へ差しかかったところにあるというふうにお承知しておりますが、近年、鹿やイノシシの獣害に遭って、せつかくの群落が相当荒らされているというようなことでございますけれども、それをどうやったら復元できるかというようなことで、いろいろ安藤先生が研究されたということでございます。

獣害を防ぐためには、やはり獣害策、防止柵で入らないようにするとかっていったことが当然ですけれども、安藤先生の研究は、そのほか結局、ミズバショウの種子から苗を育てて、その苗を現

地で植栽をして果たして活着して復活するかというようなことだったというふうに思います。

郡上市は、御承知のように高鷲の、ひるがの高原のすばらしいミズバショウの群生地があるんですけども、これにつきましては、過去においては金古弘之先生が基本的な、基礎的な調査もしていただいております。

私ども、しかし、ひるがの高原の環境がいろいろと変化する中で、特に問題なのは、イヌツゲというような植物が侵入してくることによって、いわゆる湿原というものが乾燥化することによって、ミズバショウの生育条件に、非常に厳しい状況になっているというようなことではないかと思いません。

この前、高鷲の方にお聞きをしましたら、今年のミズバショウは非常に見事だったよというふうにお聞きをし、その写真も見せていただきましたが、年によってはいろいろあるかもしれませんし、大きく捉えて、ひるがの高原のやはりこういう自然環境の条件の変化がどのようになっているかということは、しっかり捉える必要があるかというふうに思っております。

そういう意味で、今回の調査に非常に目を開かれたわけでありますが、抱えている問題は、ただ、ひるがの場合、鹿やイノシシが入って、湿原をくちゃくちゃにしているということはないようでありますので、ちょっと抱えている課題は違う問題かもしれませんが、いずれにしても、今、どういう問題に直面しているのか、そして、問題を解決していくためにはどうしたらいいかというようなことについての学術的な研究というものは必要だろうというふうに思いますので、いずれかのいろんな方法、これは協議会のほうで助成をしておりますので、研究助成を。

そういうもののテーマとして取り上げていただくということもあろうかと思えますし、また、それは一定の手続とかいろんなことがございまして、令和4年度のこの協議会の助成研究は、受付期間を閉め切っているようでございまして、またいろいろそういう抱えている問題をしっかり把握しながら、必要な手だてを講じていければというふうに思っています。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

サンショウウオの研究も本当に一生懸命やっただいてございまして、一番の課題というのは、実は郡上全体がエコパークのエリアに入ればよかったんですけど、これが入らなかったものですか、既に大間見川だとか和良のほうではオオサンショウウオの研究をしているんですけど、それをこのエリアの中に入れて、実は、そこにオオサンショウウオのすみかを造ってもらって、そこから始めているんですね。

そういったことも、分かりませんか、要するに、白山エコパークのエリアというのは郡上全域が入ってなくて、高鷲と、それから白鳥の向小駄良以北しか入っていないんです。

ですから、オオサンショウウオの対象、オオサンショウウオはそのエリア内で調査をしていましたので、ですから、その中に入れてもらって、それでスタートをしたということがあるんですね。

また、分からなければまた後で説明しますが、そういったこともありました。

それから、ミズバショウにつきまして、私も山中峠に何回か足を運んで見ております。本当に、研究、こういった獣害対策とかの研究にはいいのかもしれませんが、やはりミズバショウがどんどん増えていくというような状況では全くなくて、寂しい限りだなと思って見ていたんですけども、ひるがののミズバショウは本当にすばらしいです。

大きさも、こんなちっこいもんじゃなくて、こうなるらしいんですね、ミズバショウって。このぐらいの大きさになるというようなことも聞きましたが、そうしたものも教えてくれる人がいるんですけども、そうしたこともいろいろあるということを御承知おき頂きたいと思います。

2つ目の質問に入りますが、ほかにも日本の北限、南限とする多くの動植物、北限というのは、日本の北海道から九州にいる植物が、この、ひるがのを北限として、北の限界としている植物とか動物とか、それから植物とか、それから、南限とする動植物が生息している。これが実は、ひるがのなんです。

非常に面白いところなんです、そうした生息する他の類例のない地域であるというふうに思います。ですから、ユネスコエコパークの中でも非常に珍しい地域であるということが言われているわけです。

岐阜県植物誌、これはある人から借りてきたんですけども、これは岐阜県の植物のあれが書かれています。これはどっかの大学で作るのではなくて、要するに地元の研究者が、いろんな専門家がいますね、地元に行くと。そういった方々がこの資料を寄せて、岐阜大学だったら岐阜大学でこういったやつを作るんですね。

そうしたことがなされているわけですが、植物の草木では、北限・南限という話ですと、アイズシモツケだとかワタスゲだとか、それから、竹木で言いますと、オオシラビソなんかそうなんです。それから、ひるがのには60種類以上の鳥類、鳥が生息しておりまして、ひるがのには大変珍しい動植物が生息するわけです。

昆虫類では、エゾイトトンボだとかギフチョウも生息しております。

ギフチョウにつきましては、文化財保護協会、高鷲文化財保護協会を中心に、乱獲が行われないようにということで、見守りなどの保護活動も進めています。しかし、声かけなどの注意喚起ではなかなかうまくいなくて、要するにギフチョウを捕っていく人がいるわけです。そうした意味では、条例などによる法整備も必要であるというふう考えているわけです。

ひるがのの地は、観光のため、一時期は人の手が入り、農地や、宅地も建て、活用しましたけれども、景気の衰退とともに、放棄したところが多くなっています。

ギフチョウで言えば、昔は山林や採草地などで年に2回ぐらいの草刈りが行われました。その草刈りによって、ギフチョウの食べるカンアオイという植物なのですが、そのカンアオイは低い所にしか生息しませんので、そうしたものが育っていくと、草刈りによって人が山野を管理することでカンアオイなどの植生が繁茂し続けております。

人の活動が駄目なのではなくて、人と自然がうまく調和した生活を行うことで、ギフチョウが生息する環境が守られております。高鷲町とか白鳥町、石徹白、そして向小駄良、以北は白山ユネスコエコパークに認定されていることから、ギフチョウの研究も進められないかと考えております。

また、もう一つ、日本は、日本中で草原の動植物が激減している中、湿原という自然の草地のおかげで、人の手が入らなくても残ってきたもの、ひるがのにはたくさんあります。ひるがのは、見る人が見れば宝の山で、地元の人でも分からない動植物がたくさん生息しております。ひるがの地域、また、郡上北部のエコパーク内の研究は、郡上市にとって極めて価値があると思います。

先ほど紹介した岐阜県植物誌は、先ほど申し上げましたが、特別な研究者が現地調査したのではなく、一般の研究者が集めたデータを岐阜植物研究会が取りまとめて1つの本にしております。幸い、ひるがのには動植物に詳しい人材もいることから、ぜひそうした人材を生かしてほしいと思います。

今後、そうした人材を活用した、ひるがのの自然を学術研究する取組について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 御指摘のように、ひるがのには様々な動植物が生息し、また、それが言わば南限であったり北限であったりということで、貴重なものだというふうに言われておるということは、私も前からそのように認識はしているところでございます。

ひるがのは、言わば戦後は戦後の開拓、ひるがのの開拓というような戦後の、ひるがの開拓というようなことで、本当にあそこの泥炭性の地質のところをいかに、例えば農地にしていくかというようなことで大変な御苦勞をされたというようなこともございました。

あるいは、いわゆる列島改造ブームに乗った形での大きな別荘地開発がされたりとか様々、また、スキー場もございますし、いろんな形で、それぞれの人と、あの地域との関わりという中で変遷をしてきておりますので、動植物の生息という意味では、必ずしも理想的で保護されているということではなくて、ある程度、それぞれ個々的には厳しい環境というものもあろうかというふうに思います。

しかし、そういう中で今、特に観光立市等を進めておる郡上市にとっては、先ほどおっしゃったようなことは、幾つかのものは、本当に貴重な資源であるというふうに思っております。

そういう意味で、しっかりその科学的な調査をしながら、今後の保護対策等を講じていく必要が

あるわけでありますが、一度、いろんな方の御意見をお伺いして、どのような方策を講じるべきかということは検討させていただきたいと思います。

ユネスコエコパーク協議会の研究助成というのは、1年間で大体総額180万円ほどで、1件当たり40万円限度というような研究助成でありますので、そういうものをこつこつやっていくという考え方もあるでしょうし、一体全体どういう調査体制を取って、どういう課題を設けて調査をしていくのかと、そのためには、どれくらい予算がかかるのかと、どれくらい時間がかかるのかというようなこともしっかり検討をしなければいけないというふうに思っております。

御指摘ありましたように、幸い、ひるがのには、こちらのほうへ住みついていただいて、非常にそういう、ひるがのの動植物等の関係に詳しい人材がいらっしゃるということも承知をいたしております。まずは、一度そういった方の御意見もお伺いをしながら、御指摘があったような調査について、どういうふうに取り組みばいいかというようなことを検討をさせていただきたいと思います。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

本当に有能な人材がおられるわけです。今年で22年目になると言っておられましたが、非常に今まで十分に活躍できなかったということについては残念がっておられます。だから何とか彼を使ってあげてほしいといいますが、その気持ちもあるんですけども。

もう一つ、サンショウウオ、オオサンショウウオについては、実は、山田先生はずっと北高の教諭をやっておられましたから、先生をやっておられましたから、北高の生徒たちと一緒にその調査をしているわけです。

郡上高校にもいたそうです。郡上高校にいたときもやられたんですが、北高に来られてサンショウウオの研究をして、その延長でこのユネスコエコパークにもという話をさせていただいたんですけども、今、一生懸命やっています。

そうした意味では、ひるがのも何とか、高校の子たちが対応できないかなということも思っております。実はこれ、郡上市ギフチョウプロジェクトというですね、これは郡上高校のネットの中に入っているんですが、保全への第一歩ということで、こういったのがあります。

これは郡上市全体を調べた、ギフチョウを調べたものなのですが、こういったものを聞いたときに、そうした部活動はないんだけど、実は卒業の論文ですね、森林科の卒業の論文でこのギフチョウを調査したということが言われていました。

実はこの前、郡上高校へ行って、担当の森林科の先生に確認をしたら、やっぱり、和良の方でしたけれども、和良の先生でしたが、和良にもギフチョウはいますから、もともとこちらで発見されたものですから、ぜひ一緒にやりたいんだけど、年に1回調査に行ければいいぐらいのこ

とでした。

けれども、そうした形で、北高でもいいんだけど、郡上高校でもいいんですけども、そうしたギフチョウの調査を我々も今、一緒にやっておりますので、そうした形で、高校を巻き込んだ形でやっていくことも必要なんではないかなということも感じさせていただいております。

非常に前向きな答弁を頂きましたので、このユネスコエコパークだけではなくて、郡上市としても応援を頂けるんじゃないかなというふうに思っておりますが、よろしく願いをしたいと思いません。

本当にいろんな植物・生物がおりまして、私もこの前、私の自分の畑で見たんですが、アサギマダラというチョウチョウがいるんですね。

アサギマダラというのは、これは台湾から飛んできて、いろんな、冬はこっち行って、あっち行って、海を超えて渡るそのチョウチョウ、きれいなチョウチョウなんですけど、ここにも載っていますけども、それがフジバカマとかそういうものを食べるんですけど、そうした研究調査をしているところもあります。

勝山とかですね、大野市とか、そういったところでもやっていますし、そういったこともやるといいなということも思ったり、いろんなものがあるということを非常に感じているわけです。

実は私、以前、本を読んだんですが、ちょっと障がいになられて、目が不自由になられた方が書いた本なんですけども、その方が、外に出ていけないんですけど、部屋の中にいると、いろんな鳥がさえずって来るらしいんです。その鳥と仲良くなって、今日はあれが来た、これが来たって、本当に鳥の声すらも分かってくるというようなことが書かれた本を読んだことがあります。

実は、その話を彼にいたしましたら、僕も声で分かるんやと言うんですね。それで、先ほど言いました40種類以上の鳥類が、ひるがのにはいるということも彼が言ったんです。

40種類もいるのかなと思うんですけども、そうしたことも本当に分かる、本当に繊細なことを言います。そうした方がいますので、彼は植物の専門なんですけども、植物があると、そこにどういふ動物がいるかということが分かるわけですので、何を食べているかということが分かるらしいんです。

そうしたことも踏まえて、しっかりと研究をしているので、何とか彼を生かしていただきながら、ひるがのをさらに盛り上げていただきたいなということを思います。

それから、もう一つお願いがあるんですけど、ユネスコエコパークというのは、10年置きにいろんな変更がされます。その中で、できれば、今、向小駄良以北がエリアになっていますけど、できれば郡上全体がエリアになっていけるように、そうした努力もしていただきたいなということも付け加えておきたいと思えます。

簡単でありますけど、以上で一般質問を終わりたいと思えます。丁寧な御答弁、ありがとうございます。

ました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（田代はつ江） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたしております。

(午前11時52分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） それでは、4番、田中です。質問通告に沿って一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回は、大きく2点を取り上げさせていただきましたが、最初の問題は、超少子高齢化が進むこの我が国の中で、郡上市は合併から18年を経て、19年目に入った現在、住民基本台帳ベースで平成16年3月の4万9,883人が、令和4年3月の3万9,637人となり、合併から18年間で1万246人、この人口減少を見ました。

国勢調査では、平成27年から令和2年までの5年間に3,093人の減少となっています。これを1年間、単純に平均しますと618人、1か月51.5人の減、こういうことであります。

前々回国調の平成22年から27年までの5年間と比較すると、減少人数が2,401人から3,093人と692人増えて、減少率は5.4%から7.3%へ上がったということでございます。

直近5年間の郡上市の人口減少は、大正9年の統計開始以来、最も多い減少数、最も高い減少率となっているわけであります。

この人口減少の問題は、これからの日本の在り方あるいは郡上市の在り方に大きな影響、試練を与えるものであり、社会経済情勢は右肩上がりというのはもう、とうに昔のことでありまして、その後の安定成長、成熟社会、失われた15年、少子高齢化時代、いろいろな言い方をされた時代、それとも全く違う次元の極めて厳しい段階に突入していくものと思われまます。

これに対して、行政は360度この分野でしっかりした対策を既に考え、また打ち出されているわけでありますが、今回、この質問におきましては地域の皆さん、住んでみえる地域のコミュニティ、この在り方につきまして質問をさせていただきます。

国が指針を示し、また郡上市も採用しておられる小さな拠点とネットワークづくりについて掘り

下げていきたい。こういうふうに思います。これを整理しながら、効果的な施策、この実行、また発展につなげていってほしい、いきたいと願っているわけでございます。よろしく願いいたします。

まず最初に、小さな拠点とネットワークづくりという人口減少時代における地域政策については、今年の3月議会冒頭の令和4年度の施政方針におきまして、日置市長さんがその第5、人口減少克服、地方創生の項で、小さな拠点とネットワークの考え方を盛り込んだ地域振興計画などを踏まえ、効果的な施策の立案や推進につなげてまいりますと、こう述べられておられます。

また、昨年9月に策定された第2次郡上市総合計画（改定）後期基本計画でも、この扉の市長挨拶の中で、小さな拠点とネットワークの形成に触れられて、同総合計画・後期基本計画第2部の基本構想、目指すべき郡上市像、ここではその第7節にこの理念が掲げられています。

そこで、まず初めに市長さんにお尋ねします。小さな拠点とネットワークづくりという考え方は、国が推奨し、郡上市でもこれからの大事な地域コミュニティの理想像と考えられておられるわけですが、この考え方が生まれた背景あるいは経緯、そしてそのイメージや理想的な具体的事例、そういうものを市長さんから初めにお話をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

人口の減少、高齢化、こうした問題は田中議員が今、御指摘になったとおりでありますけども、そういうことで様々な私たちの住み方、暮らし方の変化、適応していかなければいけないという問題があると思います。

昔はと言ってもいろんな時代があるんですけども、人口が十分、それぞれの地域にあったときには、またそれなりに例えばお店屋さんがあったり、様々なサービスの機能が本当に身近なところで得られたということだと思います。必要なサービスが、言ってみればげた履きで行ける範囲内でいろんなサービスが受けられるというような時代、そういう時代から、今、人口が減ってくる。そうなりますと、商売をやられる方でもやはり一定の商圈といいますか、商いの圏域が、規模感といいますか、その規模がなければやはりとてもやっていけないというようなことで、本当に身近なところにあったお店屋さんなんかなくなっていくという現象に、ここずっとなっているわけであります。

そうなりますと、一体どういう形でいろんなサービスの機能を再編成していったらいいのかということだと思います。

極端な考え方をしますと、郡上市は1つの市になったんだから、どこかにもう、非常に高度な

サービス機能というのが1か所あれば、あとは皆さんがそこへ来ればいいんだというような、非常に一極集中的な考え方もあるかもしれませんが、それでは本当に遠くに住んでいる人がとても不便で仕方がないということだと思います。

そういうことで、やはり昔のようなふうにはなかなか行かないけれども、できるだけ身近な場所にいろんな必要な日常のサービスが受けられるようにするためにはどうしたらいいだろうかという中で考え出されてきているのが、この小さな拠点とネットワークという考え方だろうと思います。

そういう意味で、郡上市になったから、どこか郡上市に単一の拠点が1本、1つあれば、もろもろのサービスを全部そこで受けられる。必要な人は、みんなそこへ来てねというような地域構造をつくるということは、実際問題として交通の移動に非常に難儀をされる高齢者がいたり、小さな子どもがいたりというようなことで、それは現実的ではないし、そういう構造をつくるべきではないということであろうかと思っています。

しからは、どうするかという中で、国も言っているわけなんですけれども、ある程度の生活圏というものを想定して、そういうところに非常に、郡上市で言えば幾つか複数の核をつくって、そしてそこでいろんなサービスが受けられるようにと、そしてまた、そういう複数の核をつくっても、やはり従来ほどげた履きで行けるという範囲ではないかもしれませんが、そういうところについては例えば道路の交通ネットワークというようなものをできるだけ整備をしていくというような考え方が基本だろうと思います。

そういうことで、私たちは市の総合計画等にもそういう考え方を入れて、小さな拠点とネットワークということをおっしゃっていますが、現実的にどうするかという話になりますと、郡上市ではおむねざっくり言って旧町村単位というものをまず1つは考える。しかし、旧町村単位でも、それでもちょっと広いというようなところもあろうかと思っています。

そういうことで、例えば小学校区というような、小学生さんたちが通う学校区というようなものを拠点にして、やはりサブエリアといいますか、それを補完するようなエリアというものも想定をして、一定の拠点をつくるという考え方もあるだろうということでお示しを今、しているわけでありませぬ。

そういうことで、実際に、しかしこれは右から左にさっとできるものではありませんので、長期的に地域づくりの1つの基本的な理念として堅持をしながら、そこへ向かっていろんな様々な努力をしていくということだろうと思います。

1つは、今私たちが取り組んでいる公の施設の、そうしたもののやはり再配置というものをどうするかというときの指針、考え方の基本理念とするということだと思いますし、もう1つは先ほどもお話がありましたが、どんどん人口が減ってきて、地域の住民自治組織とかいろんなものがやはり従来の範囲ではなかなか活動ができなくなっているというようなこともありますので、そう

いう意味で行政の側のそういう公的な施設の配置だけでなく、住民の自治組織とか、そういういろんな地域生活を維持していくための仕組みもどうしていったらいいだろうかというような形で、住民の皆さんにも考えていただくと、こういうような課題として取り組んでいくべきものというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。まさにこの総合計画の中に、図でもって、あるいはいろいろな解説がしてありますし、いろんな取組事例もあるわけですが、今、まさに市長さん言われたことであるというふうに思います。

ただ、かといいますが、その核の中で、あるいはその小さな拠点の中でどのような機能があり、あるいは、じゃあそれを誰がどのように担うのか。資金はどうするのか。こういう問題が多々あるわけですが、その次のモデルのところでお聞きしますけれども、今言われたことと、先ほどの人口減少率の速度の速さといいますか、進行具合を見ますと、地域のコミュニティーの維持と、そして増進のためには相当力強くこの取組を進めていただく必要があるというふうに思うわけですが、いろいろな計画の中、あるいは市内各地の地域振興計画の中でも、こういうものを指し示していただいているわけですが、担当部長さんにお尋ねしたいことは、この地域振興計画のそれを具体的に実施していく、あるいは関連会議や地域協議会もあります。そういう場の中で、この小さな拠点づくりというのをどのように重要視して実効性ある手法ということで市民の皆さんに普及啓発をされてこられたか。あるいは、これからどのように全市に広げようとしているか。この点について御説明をいただきたいと思います。

その次のことと続いてきますけれども、やはりモデル地区として現在八幡町西和良地区と白鳥町牛道地区、これを指定されておりますが、そこにおける他の模範となるというふうないい事例、あるいはその取組の進捗状況、そしてそれに対して市がどのように関わって応援しているかと、そのようなお取組についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(田代はつ江) 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長(三輪幸司) それではお答えをいたします。

これまでの普及啓発についてでございますが、平成30年度に小さな拠点とネットワークの形成に向けての概論を作成した際には、小さな拠点とネットワークに関する基本理念や考え方を市民に周知、共有するため、各地域協議会において説明を行っております。

また、令和元年度には郡上の未来を創造する持続可能な地域経営と題した小さな拠点とネットワークを進めるためのガイドブックを作成しまして、一時拠点エリア、サブエリアごとの将来人口推計などを示すとともに、事例集としまして各地域協議会等の取組を紹介し、振興事務所経由で自

治会役員や地域協議会委員への説明を行っております。

さらには、令和3年度には第2次郡上市総合計画・後期基本計画の改定時に合わせて、旧町村区域ごとに地域振興計画を策定いたしました。

その中には、各地域の小学校区ごとの人口推移、産業構造、日常生活に必要な事業者等の現状や各地域の課題や目指す姿等を、各地域協議会から意見聴取を行いながら策定を行い、ホームページや広報郡上で周知を行ってまいりました。

これからの全市への展開についてでございますが、現在は地域運営を推進するための仕組み、これをどう整備していくとした方針や行動計画について庁内で協議をしております。

これが完成した際には、地域協議会ではなく自治会への周知、地域づくり団体との協議等をさらに進めていきたいというふうに考えております。

市としましても、市民の皆さんの意識づくりから具体的な計画づくりまで、職員が一緒になっていくことは必要不可欠であると考えているところでございます。

続きまして、現在モデル地区として活動いただいている2地区の活動状況でございますが、まず八幡町西和良地区においては、既存の西和良まちづくり協議会という組織が中心となりまして、旧西和良小学校の校舎を拠点施設として活動を行っております。

主な活動内容としましては、福祉有償運送、ミニデイサービスなどを行っております。そのうち、福祉有償運送の取組内容を説明させていただきますと、介護の必要な方や身体に障がいのある方等を対象としまして、健康福祉部より貸与を受けた車両を使い、病院へ有償で送迎するというものでございます。

こちらは、地域で課題となった交通弱者の移動手段確保を克服するために協議会で考えられた活動であり、まさに小さな拠点とネットワークで目指している取組でもあります。

また、西和良まちづくり協議会では、地域の課題解決及び地域運営を継続的に行っていくための財源について、市からの補助金、地域協議会の活動交付金等だけではなく、5年後、10年後を見据えた活動を始めております。

これまでに、畜産のジビエや米のブランド化、民泊事業、イベントの誘致等、収益事業を積極的に行っております。

こうした取組のほか、市からは地域おこし協力隊を派遣しておりまして、地元製品のブランド化や地域拠点としての廃校舎の活用と地域運営の仕組みづくりといった支援を行っております。

地域課題の拾い出しや解決に対して、地域でできることから行っていくという自助がまずは重要なことではございますが、自分たちの地域の現在だけではなく、未来を見据えた活動を考えて行っていけるところが他の模範となる重要な要素だというふうに考えております。

令和3年度には、西和良まちづくり協議会が小さな拠点の観点を取り入れました地域の計画、西

和良地域振興計画を策定された際には、市の職員がアドバイスという形で支援を行っております。

このほか、市の関わりとしては情報共有のため、定期的に訪問しまして助言をしたり、地区ごとの代表者を集めた会議に市職員が出向き、小さな拠点とネットワークの説明や西和良をモデル地区とした経緯等を住民の皆さんにお話する等の伴走支援を行っております。

今年度は、この西和良地域振興計画が、より西和良地域の住民全体に関わる計画となり、より具体的な行動計画となるよう、地域内での会議を行っていく予定とお聞きしております。

市としては、引き続き会議への職員派遣や西和良まちづくり協議会との情報共有を継続しながら、実際に計画をつくり、活動を行う先行モデルとして今後、市全体における財政的・人的な支援の仕組みの検討へつなげていきたいというふうに考えております。

次に白鳥町の牛道地区でございますが、こちらは母体となる組織がないということから、小さな拠点の運営組織を立ち上げる場所に時間を要しております。

これには、地域住民が地域運営組織の必要性を感じ、行動に移していくことが必要であるというふうに考えているため、現在、白鳥振興事務所が伴走支援をしつつ、協議をいただいているというふうなところでございます。

このほか、振興事務所を中心に明宝地域協議会、和良地域協議会で小さな拠点とネットワークについて具体的な検討を行っております。明宝地域につきましては、明宝地域協議会が小さな拠点推進部会を設置しまして、道の駅明宝を地域の拠点として位置づけた検討を平成30年度から行っております。

和良地域では、令和2年度から和良地域協議会において、小さな拠点とネットワークについての勉強会や講演会を開催しまして、考え方の周知や地域課題の検討等を行っております。

こうした活動事例を参考に、その他の拠点地区においても組織体制の構築を呼びかけるとともに、組織づくりに向けたキーパーソンの存在が重要であるということから、地域住民の意識醸成を通じた人材の発掘、育成、他団体との調整を行っていくことが我々市の果たす役割でないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) いろいろと具体的なお話もいただいてありがとうございました。

やはり、地域ごとにいろいろな事情も、あるいはいろいろな条件も違うでしょうから、1つの「これでやりなさい」と学校の教育のような形で進めることはできない。これはよく分かります。

しかしながら、モデル地区とされているところなどは、やはりそこがうまく成功事例として皆さんに広くうまく伝わっていけば、「ああいうふうにしてやるといいね」ということが広がっていくということでもありますから、ある意味では行政はどうしても地域を尊重して、それは第一前提で

すけれども、伴走型と言われましたけど、会議でも聞いていて最後にちょっとコメントするようなことで終わることもありますけど、もう少し1つの考え方を、これだけいろんなところで、こういうガイドブックもできています。あるいは、こういう様々な小さな拠点づくりに向けた取組がなされておりますけども、それが広く市民の皆さんに伝わっていないのと、小さな拠点というものが言い得て妙ではあっても、郡上の皆さんにじゃあどう伝わっているのかとか、そうすると、それをどのように広く皆さんに知っていただくかというイメージ戦略とか、そういうこともやっぱり加味していく必要があるのではないかなと思うんです。

私は、この地域ごとに小さな機能拠点をつくるという考え方が、地域政策の大変大事な原則であって、多くの施策に関わる根本のような気がしております。

地域は、この自治会と公民館の連携でしっかり器をつくっていただいております。そして、地区社協や消防団をはじめ、各分野の団体とか委員の皆さんが、民生委員の方とか様々に現におられますから、そういう方と地域がうまく、まさにその中でうまくネットワークをしていただく。そういう仕組みがもしできていけば、地域協議会がしっかりした形でできていますから、そういうものと、さらに独自の予算と、公民館主事と合体したような形での事務局職員というものをそこで配置していく。

まさに、さっき言われた郡上市全体の過疎ということであれば、過疎ソフトの予算の中で、そういう人員配置もできていきますから、そういうふうな地域のよりどころがもし本当にできたら、まさにさっき市長が言われた村役場といいますか、そういう機能を持った小さな拠点、よりどころができていくんだろうというふうに思います。

私、非常にいい考え方であると思いますし、ぜひいろいろな人がみえますから、つなげて、そしてそこで小さな拠点というものをつくっていく。そういう取組を進めていただきたい。

今、三輪部長から言われたことは、見解としてはほぼ同じ思いですし、取組としてもそれを尊重したいと思いますが、もう少し力強く進めていただけたらと思います。

それで、事例として出ましたけども、西和良です。私も、イベントがあったりするときなんかにお邪魔したことがありますけれども、この西和良の地域振興計画、これも各地区でつくられておるわけですけども、これなんかを見ると本当に農業開発部、それから観光開発部、福祉推進部、生活改善部、地域対策部と、このように非常に幅広い分野を網羅しておられます。

私も、実際行ったときに、ちょうどそのときは田植えをした終わり頃でしたけども、それに続いて、毎日数回にわたりバスがきて、そこでいろんな体験学習をするというふうなことが旧西和良小学校のそこを拠点にして行われているんです。

ただ、少し残念なことは、そこで市のあるいは普通財産に今なっていると思いますけども、それを地域側は貸していただいているんですけど、そこで水道の水漏れとか雨漏りということを直すと

いうことは、そのときは実はできていなかったんです。だけど、そのことが利用する皆さんにとっては非常に大事なことですし、大きな予算がかかるわけではないので、あれだけの活動を幅広くしてみえるのであるということと、市の施設ということを考えればしっかりこれは予算をつけて、そしてそういう手当をしていただくということは、自分は現地で見て必要だというふうに思いました。

市長さん、このモデル地区では相当小さな拠点づくりが進んでいる事例だというふうに思います。もう既に行かれているかもしれませんが、現地の皆さんのお話を聞いたり、あるいはもう少しこうしたほうがいいという声も、また出してもらいたいと思いますし、いずれにしても現場でお話を聞いて、活動を直視していただきたい。

牛道地区とこの西和良地区の成功が、これからの郡上市全域への展開に私は関わってくるんだというふうに思いますので、ぜひここを成功していただいて、そしてそれを普及していただくということをお願いいたします。

市民協働のこの拠点づくりにおいては、やはり官の役割はもちろん果たしてもらいんですけど、要望に対応するということが非常に大事で、デマンド型といいますか、そういう地元の方が気づいて、これがあればこう進むんだというビジョンができるのであれば、そこには人と資金をやはり投入していただくということを考えていただきたいというふうに思います。

考え方としては誠にいい方向ですので、先ほど申し上げたように、もう少し分かりやすくといいますか、小さな拠点ということをもうちょっと郡上弁で何かみんなに分かるように、そしてそれがちょっとした、何というかPRグッズといいますか、そういうもので皆さんに広がっていく。公民館の方も消防団の方も、民生委員の方も、いろんなところから地域の中で機運をしていく。地域協議会をまとめていただく。そんなようなお取組は既にされていますけど、小さな拠点づくりというものがそういうふうな力を集めていく、力を足し合う場になっていく。そういうことで進めていただけたらというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

市長、最後にお取組の、ちょっと力強い、推進していくということで、今までお話したことで一言いただけたらと思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） この取組は、1つは地域のやはり危機感、危機意識というものと裏腹なものもあるのかなというふうに思っています。

現在でも、それほど生活に不便も不安も感じていないというような地域も場合によってはあるかもしれないけども、今、特に取り組んでいただいている2つのモデル地区については、もう本当に目に見えて人が減って、これから先どうしようというような危機意識の強いところだというふうに思っております。

今、取り組んでいただいていますし、先ほど御紹介のあったように、「なるほどこんなことまで

やってくれているのか」という取組があります。そういうところが、それではどんな支援を求めているのかというようなこともよくお話も聞きまして、お話にもありました郡上市全体が過疎地域になりましたので、もちろん必要な財政的支援については、一定のものについては過疎債のソフト化事業というようなもの手段もありますので、その辺は十分活用してでもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。大変、力強いお言葉をいただいたと思っています。

ただ、さっきデマンドと言いましたけど、福祉有償運送でもどういうところをちょっと押していただくとうごく進むという、つぼみたいなところがありますから、それはやっぱり地域の中にそういうヒントがありますし、聞いているとそういう話が出てきます。

ですから、こちらから支給するという方針を出していくというよりは、そういうものを聞き出して、そのちょうどつぼに当たるように資金、そして人の応援というものをしていただければ大きく進んでいくんだと思います。

今、力強いお言葉をいただき、大変うれしく思いますしありがとうございます。ぜひ、お願いいたします。

それでは、2番目ですけど、実は6番議員の最初の御質問の中に相当私がお聞きしたいことがしっかり御答弁されていまして、少し割愛をさせていただきますけれども、きっかけは今年の6月の広報郡上の河合市長公室長の、行政手続のオンライン化を推進と、こういう大きな見出しがあつて、「これはいいぞ」と思ったわけでありまして。

先ほどお話にあつたように、一貫してこのデジタル化を進めるんだとか、同じことを市民の皆さんに二度とさせない手続とか、それからワンストップで済むんだという、こういう3つの推進三原則というのがありますけど、まさにこのデジタル手続法の3つを進めていただくというふうに考えておるわけですがけれども、質問通告ではちょっと2番目に進めさせてもらいます。すみません。

その中で、1つの事例を申し上げます。それは、郡上市青少年育英奨学資金の返還減免手続であります。この制度は、経済的理由により就学が困難な場合に、一定の基準に合えば高校や大学、また専門学校等へ行く場合に、高校等では月額2万円、大学等では月額5万円が就学期間中貸し付けただけ。別途一時金もあります。これは無利子で、そして返済は卒業後になりますけれども、郡上市に住所を有する場合は、次の手続によって返還額の2分の1相当、最大20万円まで減額されると、ありがたいものであります。

しかし、そこで先ほどのデジタル手続法と考えてみると、そこに問題があるわけですが、その手続は毎年減額申請に当たって、今までは住民票と納税証明と保険証の写しと、さらに保証人のサイ

ンも添えて、毎回それを申請するという事です。先ほどの手続法の2つ目にあった、同じ申請は二度としなくてもいいんですと、これは新しいことですからこれからのことですけれども、今まではこういうことを了としておりました。我々も、お金を借りたものを少しでも安くしてもらいながら、それだけの証明を出して、そして安くしてもらい。こういうことであつたと思いますけど、時代は変わってきております。

私は、ぜひこれはデジタルに限らず、こういう行革は大いに進めてもらうべきだと思っておりますけれども、ぜひ1つはこの制度で言うと、学業を終えたら郡上市に帰ってきてほしいという市の願いは成立しているという面もあれば、来年も半額にしてやるよというのを市が大きめに出る必要もなく、「よう帰ってきてくれたな」と喜ぶところなんです。

そういうことを考えると、何とか、いわば全デジタル時代的な手続というのが今も残っていますから、これを改良していただきたいということで考えております。

今、事例で申し上げたものを、例えば事例で御答弁をいただきたいというふうに思います。これは、教育委員会のほうですか。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えします。

議員御指摘のとおり、毎年度、住民票の写しや納税証明書等の書類を提出いただいております、それを審査して実施しておるといふようなところがございますが、こちらについてはオンラインによらなくても申請時に情報取得の同意を得ることができれば、関係する部署から確認することが可能となることから、この運用を視野に入れて考えていきたいと考えております。

また、現在の社会情勢として、オンラインによる申請についても効率性やシステム化の状況を踏まえ、検討を行ってまいりたいと考えております。

これらを踏まえ、制度の趣旨を維持しながら、申請の利便性を向上させるため、よりよい方法を令和5年の申請時期までに検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） 速攻で、すごい改革の御答弁をいただいてありがとうございました。

確かに、デジタル時代であっても、デジタル、オンラインにかかわらず、今のようにできる改革をしていただけるとありがたいと思いますが、それでは今、ちょっと確認しますが、この郡上市青少年育英奨学資金の返還減免手続、これ1つの例だというふうに自分は捉えていますから、いろんな分野が、いろんな手続があります。

この問題について、今の教育次長さんの御答弁は、住民票も納税証明も、そういうものをこれからは添付しなくてもいいんだよと、そういうふうに今、御答弁されたというふうに理解してよろし

かったです。ちょっとすみません。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 今後につきましては、同意が得られれば関係部署からその情報を収集させていただきたいというふうに思います。

したがって、添付については省略の方向で検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

（4 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4 番（田中義久） 改めまして、大変前向きなお取組でありありがとうございます。

ぜひ、関係分野が、これ企画、市長公室のほうで恐らく統括されているかもしれませんが、市のような手続があります。これ、一方ではこの間のいろいろな給付金の、コロナ対策の中で非常に全国的に大きな不正事件が出ておりますので、これは両面にらんでやっぱりやる必要はあると思いますし、不正が起きてはいけないというふうに思いますけれども、市長公室長の行政手続のオンライン化を推進し、市民の皆さんのサービスそしてお手間をかけない行政の取組を進めると、これを今年大分進むような気が今しますけど、ぜひ大いに進めていただきたいというふうに思います。

全庁的な取組として、一度そういうことでまた号令をかけて頂けたらと思います。

少し時間を残しましたが、大変今日はいいい御答弁ばかりいただきましてありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は1時50分を予定しております。

（午後 1時38分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 田代まさよ 議員

○議長（田代はつ江） 3 番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3 番 田代まさよ議員。

○3 番（田代まさよ） 3 番、田代まさよです。議長より、発言のお許しをいただきましたので失礼いたします。

新型コロナウイルス感染症の患者がこのところ少なくなってきました。本当にありがたいことだ

と思います。このまま収束することを願ってやみません。

これは、少し前のことですが、久しぶりにお会いした方から、ぜひとも皆さんにお伝えしてほしいということをおっしゃられたことです。お会いした方のお宅の中に、新型コロナウイルス感染症にかかれた方がみえました。悩まれましたが、近所の方やお友達に公表をされたそうです。連絡を受けた皆さんは、「よう知らせてくれた。何かほしいものはないかな」とか、「知らせてくれてありがとう。心配せんでええよ」と言ってくれたそうです。

お互いにより気をつけ合ったり、励ましてもらい、勇気ももらえたのでありがたかった。郡上は本当にええところで、周りの方々が温かくしてくださったことが何よりうれしかった。ここに住んでいてよかった。公表してよかった。このことを、ぜひとも伝えてくださいと言われました。

いつ、誰がかかってもおかしくない現状ですが、これから先も温かい、住んでいてよかったと思える郡上市を目指してまいります。

すみません、マスクを取るのを忘れたので申し訳ありません。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大項目として2つのことをお聞きいたします。

1つ目は、図書館活動と家読について。

2つ目は、郡上市公共施設適正配置計画についてお尋ねをいたします。

初めに、図書館活動と家読について伺います。4つの項目をお尋ねいたします。

1つ目に、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくことの上で欠くことのできないものであると思います。社会全体で積極的にそのための環境整備を推進していくことは、極めて重要であると考えます。

しかし、テレビ、ビデオ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や、子どもの生活環境の変化は、子どもの読書離れが指摘され、読書に大きな影響を与えています。

その上、新型コロナウイルス感染症の流行により、図書館に足を運ばれる方がより減少したのではないのでしょうか。

現在の図書館での利用状況や取組、そして感染対策についてお尋ねをいたします。

コロナ禍にあり、図書館を利用していただくための策はどのようにされたのでしょうか。現在、コロナ禍ではありますが、コロナ禍になる前と現在では図書館の利用はどのくらい違うのでしょうか。

2つ目に、小中学校の図書館と市の図書館との連携はどのようにされているのでしょうか。そして、学校での利用状況、取組、感染対策についての2つのことをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えいたします。

まずは、図書館の利用状況についてでございます。

年間の貸出し件数は、コロナ禍前の令和元年度は10万3,206点。コロナ禍1年目の令和2年度は22万8,099点で、前年度と比べ、マイナス7万5,107点。また、令和3年度は26万2,822点で、一昨年度と比べ、マイナス4万384点でありました。

年間の来館者数は、コロナ禍前の令和元年度は10万1,049人。コロナ禍1年目の令和2年度は6万8,669人で、前年度と比べマイナス3万2,380人。また、令和3年度は8万1,157人で、一昨年度と比べマイナス1万9,892人でありました。

貸出し点数及び来館者数ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しておりますが、1年目と比べ、2年目となる令和3年度は少しではありますが増加傾向にございます。

特徴的なのは、コロナ禍1年目も2年目も、7歳から12歳までの小学校の貸出し点数の減り方が大きいこととあります。ほかの年代に比べ、小学生だけが目立って減少している様子が見られ、コロナ禍1年目がマイナス3万冊、2年目がマイナス約2万冊となっております。

小学生については、コロナ禍において家庭でも学校でも万全の感染対策が取られた結果だと考えております。

本年1月に実施した読書アンケートでも、保護者の方からコロナが落ち着いたらまた図書館を利用したいという声が複数寄せられております。実際、今年度に入ってから、小学生の姿も多く見られるようになりました。

コロナ禍に対応した取組として、次のようなことを行ってまいりました。予約による貸出しとして、コロナ禍1年目の4月と5月には、閉館した際は予約による貸出しを行いましたり、福袋方式による貸出しとして、閉館期間中に幼児や児童に向けて5冊の本を新聞紙でくるんで、福袋のようにして図書館入り口に置いて、人が密にならないよう貸出しを行いました。

感染対策の主なものとしては、入館時の検温と消毒、入館記録の提出、1時間程度を目安とした滞在時間のお願い、1日数回の館内の換気と消毒など、また本が直接人の手に触れるものなので、返却された図書の3日間の取り置き等を行ってまいりました。

続きまして、2番目の質問でございますが、学校に出向いての移動図書館についての取組でございます。

年間の貸出し数はコロナ禍前の令和元年度は4万1,043冊、コロナ禍1年目の令和2年度は3万5,461冊で、前年度と比べマイナス5,582冊、また令和3年度は4万1,570冊で、一昨年度と比べ527冊増加しました。

これは、学校での貸出し数を見ますと、昨年度はコロナ禍以前よりも増えましたが、これは読書

の機会が減っていることへの小中学校の危機感の表れではないかと思っております。

感染対策につきましても、図書館職員が学校へ出向くときは図書館と同様に十分な対策を行っております。

コロナ禍における学校と連携した取組につきましては、学校から要望があれば、子どもと対面する貸出しのやり方を避けるため、一括して学校に本を運び、そのまま各学級で活用していただいたり、コロナ禍前から取り組んでいることですが、学校との連携を円滑に推進するために、学校司書の研修会に館長が講師として助言に当たったり、ブックフェアに図書館職員と学校司書が合同で参加するなど、共に活動する機会を積極的に設けてまいりました。

今後も、コロナ禍でもできる取組について、お互い交流し、啓発し合うなど、図書館と学校、またボランティアの皆さんと連携を深めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) ありがとうございます。やはり、コロナ禍ということで利用者の方々も随分少なくなっておりますし、貸出しの本のほうも少なくなっているように思いますが、図書館の中でいろいろと工夫をしていって行っていただけることに本当に感謝を申し上げます。

また、学校のことにつきましても、なかなかやはり減ってはきておりますが、学校にも図書館がございますので、なかなか図書館との本との両方の活用ということも難しいかと思いますが、そこはまた、取組次第でどんどんやっていけると思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、3つ目に、郡上市では平成22年7月に第1次郡上市子ども読書活動推進計画、平成27年6月に第2次郡上市子ども読書活動推進計画を策定されました。そして、令和2年3月に第3次郡上市子ども読書活動推進計画を策定され、それに基づいて家読を中心に取組をされているようですが、家読についての説明、取組、取組状況や進捗状況をお尋ねいたします。また、どのように情報発信をされているのかもお尋ねをいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) お答えします。

家読の実施状況につきましてはですが、本年1月実施のアンケートによりますと、家読を実施していると回答した園の保護者が56.1%、小中学校保護者が25.4%あり、令和元年度の調査よりも減少している結果でございました。これは、コロナ禍の影響によるものと考えております。

特に、今年の調査では、園の保護者については「読み聞かせをしていますか」や、「公立図書館を利用していますか」という問いについて、令和元年度の調査よりも数値が顕著に下がっております。小中学校の保護者についても、子どもが読書に親しむようなきっかけづくりをしていますかという問いに対して、数値が20ポイント近く下がっております。

これらの結果からも、対面による親子での読書や公共図書館の利用などが、感染防止対策により避けられてきたことが大きな理由ではないかと考えております。

読書アンケートの結果から見えてきた結果でございますが、小学生の回答結果では、やはり多くの子どもたちがコロナ禍の影響を受けていると考えております。中高生については、コロナ禍前の調査とそれほど変わっておらず、特に中学生はかえって数値がよくなったものが増えており、これはある程度、読書力がついたことから、コロナ禍の影響により家庭での生活が増えてきた分、かえって読書量が増えている生徒もいると考えております。

ただし、不読者の増加傾向が見えるなど、二極化しているおそれもあると考えております。

今後の取組と啓発についてでございますが、読書アンケートの結果に基づいて、家族の重要性の啓発を校長会であるとか学校司書等の研修会など実施していきたいと考えております。

また、3か月、4か月健診で行うブックスタートの実施、ケーブルテレビの本の紹介、図書館での家読に関する展示、子ども向け各種ブックリストの配布などを通じて、読書や家読の啓発に努めていきたいと考えております。

また、各学校の家庭教育学級が家読に関する最も効果的な啓発の場となるということから、今後は図書館職員が積極的に参加するとともに、PTA連合会とも連携を深めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） ありがとうございます。家読で、家族全員で読んだり、家族の時間を持ったりすることは、本当に大切なことだと思います。

また、小さいお子さんの家庭では、そういうことができることがたやすいかと思いますが、やはり中学生とか大きくなると、なかなか一緒に本を読むということも難しくなるような現状ではございますが、今、お聞きしますと、コロナ禍でより中学生は一緒にというか、家読をすることが多くなったということですので、ぜひこのことをずっと続けていけるようにまたよろしく願いをしたいと思っておりますし、家読の大切さをより皆さんにもっともっと知っていただけますように、図書館活動と一緒に御尽力をいただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、4つ目に、文化庁が2018年に行った国語に関する世論調査によると、1か月に1冊も本を読まないという人は、全体の約半数に上ります。つまり、2人に1人は本を読む習慣がないというのが現状となっています。

また、昨年度から児童生徒にタブレット端末が貸与されました。タブレットを活用する中、読書も推奨されることとなると、子どもたちもどうすればいいのかという戸惑いのある子もあろうかと思っております。

このような状況の中、タブレットの活用そして家読の推進をされることへの教育長への思いをお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

まず、郡上市内の児童生徒の中での本を読まない人、不読者の状況でございますが、今年1月に実施をさせていただきました読書アンケートによりますと、これは学年抽出でございますので、小学生は2年生と5年生、中学生は2年生、高校生は2年生にアンケートを取りました。市内児童生徒の不読者、本を読まない人の数ですが、小学生は2.1%、これ全国平均は5.5%です。中学生は9.1%、これ全国平均は10.1%です。高校生は50.6%、全国平均は49.9%です。

全国に比べて、高校生はほぼ同じ程度と言えますが、小中学生は全国よりも不読者、本を読まない人は下回っている。よい傾向であるということが見えます。

特に小学生は、全国と比べて半分以下であり、これは御家庭やそれから学校の先生たちが本当に読書に対して努力をしてみえる。その成果だと今、考えています。

では次に、読書におけるタブレット等の情報機器の活用、使用状況ということについてです。いわゆる電子書籍の使用状況ということでございますが、これも1月の読書アンケートからですが、電子書籍を利用すると回答した割合は、小学生は35.2%、中学生は54.9%、高校生は58.6%となっています。予想以上に電子書籍の利用が進んでいるんでないかなというふうな実態が見えると考えております。

ただ、今のところ、取りかかりは漫画とか雑誌等が多いようでございます。しかし、電子書籍が身近なものになりつつある。これは、特にコロナ禍で逆に利用が促進された面があると考えます。

また、最近の報道にありましたが、国立国会図書館が個人向けデジタル化資料送信サービスというのを始めまして、150万点を超えるデジタル資料が無料で利用できるようになっております。

今後、公共図書館においても、国を挙げてデジタル化が推進されていくということを考えています。

学校における情報機器の利用状況についてお話しますが、1月実施の読書アンケートから、タブレット等を活用して読書指導を行っている、あるいは今後行う予定があると回答した学校の割合は、小学校が61.9%、中学校が25.0%となっております。

1人1台のタブレットの活用がスタートしておりますので、既に多くの学校で学校図書館教育においても活用は始められ、試みがスタートしております。

例を挙げて申しますと、例えばタブレットの画面におすすめ本を映して、子ども同士で紹介し合う。タブレットを使って、本を大型画面に映して、学級で読み聞かせを行う。読み聞かせをタブレットに録音して、映像とともに再生して、子ども同士で鑑賞し合うなどのような活動が行われたり、

いろいろ工夫があるということでございます。

デジタル化と読書というのは、相反するものというふうには考えるのではなくて、逆に車の両輪のようになっていくということがこれから考えられると思います。

ただ、これについてはこれから息の長い取組になると思いますが、今後、デジタル化を生かす学校図書館教育の在り方を進めていく必要があると考えております。

家読におけるタブレット等の活用についてですが、家読においても、タブレット等が利用できるというふうになりますと、いつでも読書に親しむ機会を得ることができるようになります。

例えば、タブレットを活用したブックトークや読み聞かせ、ポップ——本を紹介するポスターですけど——そういうふうなものをつくる。それから、ブリオバトル、これはお勧め本のよさを競い合うゲームだそうです。それから、アニメーション、これは本の内容についてのクイズだそうです。

そういうような工夫を学校でされているんですが、そういう学校で行った読書活動を授業で受けて、それを家に帰って家読で生かせれば、逆に親子でさらに楽しむというような豊かな読書体験というのが考えられます。

デジタル化は、子どもたちに、その家族に読書に親しむ機会を保障してくれるというふうにも考えられます。

また、いい面では情報格差、読書格差の解消にも貢献してくれるという可能性も持っています。

ただ、今後タブレット等がどんどん活発になってくると、議員が言われたような心配な面もあるとも考えます。タブレット等の持帰りが読書につながればいいんですが、例えば遊びのツールとしての面が増大して、本来、家庭に帰ってから余暇時間が、例えば家庭学習に使っていたり、読書に使っていたり、あるいはスポーツ少年団などの活動に行ったり、あるいはお父さん、お母さんの家事の手伝いをしたり、あるいは親子の会話の時間であったものが、いわゆるそれに使われなくて、単にタブレットを構っていると、そういうふうになってしまわないかという心配があります。

これを防ぐためには、やっぱり学校が目的を明確にしてタブレットを持ち帰っていくような指導というのが必要になると思います。

また、今までどおりですが、家庭でスマホやタブレット使用のルールづくりなんかも家庭教育としてやっていただくことが大事になると思います。これについては、学校教育課、社会教育課など、教育委員会としても取り組んでいかなければならないと考えています。

これからも、家読は積極的に進めていきたいと考えておりますので、タブレットをマイナスに考えるのではなくて、タブレットなども活用した近未来の家読という姿もイメージしながら、どの子どもどの家庭も置き去りにしないような家読の取組というのを考えていきたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御丁寧な答弁をありがとうございました。

タブレットの活用も本当に便利で、大切なことと思いますが、今、お聞きしますと、まさしくDXやなと思いつながら、タブレットでの家読もどんどん進めていただきたいと思います。やはりせっかくタブレットを持たせているので、学校のほうでもおうちのほうでもしっかり正しい活用をされていくように、より見守りをさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、大きな2項目めの質問です。

平成29年3月に策定されました郡上市公共施設等総合管理計画では、安心・安全な市民サービスを継続的に提供できる環境づくりと、そのための将来的な財政負担の平準化を目的として、2046年度までに建物系施設の延べ床面積換算で約30%削減することを目標としています。

総合管理計画は、計画期間を30年とする基本計画であり、総合管理計画に実行性を持たせるためには、個々の施設の方向性、持続、長寿命化、集約化、譲渡、廃止等、明確にするとともに、どの施設をいつまでにどうするかということを具体的に示し、持続可能な行政運営に資するため、郡上市公共施設適正配置計画を策定しますとあります。

初めに、何度もお尋ねをされているかと思いますが、対象物はどれほどあるのでしょうか。また、市が維持する施設の優先順位づけについての考えを伺い、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをいたします。

現在進めている公共施設のマネジメントに関する市の取組でございますが、基本的には今、御指摘がございましたように、公共施設等総合管理計画に基づくものでございます。

さらに、この計画の実行性を高めるために、個別施設の具体的な方針を示す公共施設適正配置計画を令和2年3月に策定いたしまして準備を進めているところでございます。

御質問の対象施設でございますが、公共施設適正配置計画では、再編の対象施設を437施設、延べ床面積42.3万平方メートルとしています。この数値は、市が保有する施設のうち、倉庫や公衆便所などの小規模な建物、またグラウンドや公園に併設する管理棟などを除くこととして計画に計上しておる数字でございます。

そして、どの施設を維持していくかという、この優先順位づけでございますが、一部の個人、団体のみが利用している施設や、民間の施設で機能が代替できる施設などを市として今後も保有し続けるかどうか。こういったところを精査しながら、施設分野ごとに公共施設等が果たす役割を整理いたしまして、保有の必要性を明確にするよう設置目的と必要性の明確化により行うこととしております。

この基本的な考え方を基に、対象施設を所管する部署が安全性、必要性、有効性、効率性の視点から点検、評価をしたしまして、市全体として内容を精査した上で、市民の皆さんの意見等をお伺いしながら維持する施設のほか、譲渡や廃止する施設として、適正配置計画に示したものでございます。

現在の進捗状況でございますが、総合管理計画策定から令和2年度末でございますが、これまでに地区、集会所の7か所の譲渡や斎場の廃止、普通財産の譲渡や取壊しなどで延べ床面積を約6,000平方メートル削減いたしました。

一方で、博物館等の施設の新築や取得、スポーツ施設の増築、道の駅や斎場等の改築、こういったことで約1万1,000平方メートル増加をしております、全体では施設数で12施設の減でございます、549施設でございます。

延べ床面積が約5,000平方メートル増の約42.8万平方メートルとなっているところでございます。

現在、適正配置計画に基づく再編、再配置を着実に進めるため、解決すべき諸課題を整理して、課題解決に向けて取り組む具体的な方策やスケジュール等をまとめた行動計画を策定しております。

現在、この行動計画の策定をしているところでございますが、案として庁内合意を得たものから順次、市のホームページで公開をしております。

今後は、関係する方々に行動計画の内容を丁寧に説明申し上げまして、御意見を伺うとともに御理解をいただきながら、成案として初期の目的達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、冒頭申し上げました公共施設等総合管理計画でございますが、国からの要請に基づきまして、令和4年3月に一部改訂を行っておりますので、現在はこの改訂版を基本にマネジメントを推進しているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） ありがとうございます。やはり、譲渡するもの、廃止するものなど、いろいろとお考えのことと思いますが、皆さんの御意見を十分に聞いていただいてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目に公共施設適正配置及び再編における基本的な考えの中に、市民にとって必要な機能、サービスを確保することを原則とします。市域、地域、生活圏域など利用圏域に応じた施設配置に留意します。施設の類型や区分を超えた多機能化とエリアを俯瞰した再編を行いますと、多くのことが掲げられています。

数ある施設の中で、白鳥振興事務所の後ろにある高齢者福祉センターについて伺います。

この高齢者福祉センターは、あと二、三年で壊されると利用者の方々はお聞きになってみえます。

その施設は、以前避難場所として利用されたこともあるようです。しかし、今現在の白鳥地域内の指定緊急避難場所、指定避難場所、一時避難場所の中には含まれていませんが、いつも利用されている方々はこのセンターが避難場所になっているものだと思ってみえます。あと二、三年で壊す予定になっているものが避難場所には指定されないとは思いますが、今現在、使用されてみえる方でさえ、布団とかも置いてあるので避難場所として使用するんだと思ってみえます。

避難場所についての課題はまだまだ多くありますが、利用者の方でさえ、どこに避難をしてよいのか分からない状態です。

高齢者福祉センターの代わりの避難場所を、利用者や近くの住民に丁寧に知らせる必要があるのではないのでしょうか。また、ほかにも以前には避難場所になっていたところの変更になっていけば、早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

高齢者福祉センター周辺地区の指定避難所は、白鳥ふれあい創造館と白鳥地区介護予防拠点施設となっております。

議員がおっしゃいますように、高齢者福祉センターを避難所として認識している方や、避難すべき場所が分からない方がいるようであれば、改めて実際の避難先を啓発する必要があるがございます。

避難場所の周知につきまして、現在避難場所が記載してある土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを郡上市ホームページに掲載しておりますほか、スマートフォンの郡上市アプリでも閲覧が可能です。

また、本年5月に洪水ハザードマップを対象地区各世帯に1部ずつ配布し、市民へ避難場所の周知を行ったところでございます。

今後は、現在の周知方法だけでなく、自主防災組織による避難訓練において、いま一度近くの避難場所を確認いただくよう依頼し、防災講座など様々な機会で行いまして、高齢者福祉センターの利用者のみならずでございます、市民の皆さんに安全に避難できる避難場所を事前に確認しておいていただきますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 答弁、ありがとうございました。

今現在の高齢者福祉センターの代わりがどこであるのかということ、ちょっと今はこの、ふれあい創造館に避難してくださいというようなことをちょっとでも書いてあると避難しやすいのではないかと思いますので、そういったこともやっていただけるとありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

また、高齢者福祉センターで卓球をされているグループが2組あります。心配をされていることは、2年後には全く使用ができなくなるのではないかと。使用できないと言われ、次の使用場所がなければどうすればいいのだろうか。そして、そのうちの1組の方々は、軽い認知症にかかってみえる方と一緒に卓球をされています。

病気を治すことはできないとしても、卓球を行うことで進行を防ぐことはできるのではないかと。という思いで、本当に一生懸命に取り組んでみえます。続けることが大切であり、使用できないと言われてやめてしまうことはできないと言ってみえます。近いところでこういった卓球ができるところを切に願ってみえます。

市が言われるように、少し遠いところでは歩いて行けないこと。また、その新しい場所でも利用者が多ければ使用させてもらえるかどうか分からない。利用料金も高くなると続けられないなど、心配事は尽きません。

もう1組の卓球をされている方々は、壊す話は聞いているが、いつ頃になるのかは聞いていない。しかし、何も決まっていないので、突然言われても困るので前もって知らせてほしい。卓球のメンバーは21名あり、高齢者の方は90歳近くの方もお見えになるそうです。一番には、お金のかからないことがありがたい。そして、皆さんとしゃべることができ、大いに笑い合えることが本当にありがたい。健康にとってもよいのではないかと。何としても、このまま続けていきたいので、近いところで探していただきたいと願ってみえました。

あまり遠くなると、辞められる方も出てくるのではないかと心配をされていました。

多くの方々が楽しみながら気軽に体を動かし、健康に留意されることは、寝込まない方を増やさないためにも、認知症予防になることからとても大切なことと考えます。

これからは、病気になってから治療するのではなく、病気になる前に予防することも考えていかなければならないのではないのでしょうか。医療費の負担も少なくなるようにしていくことも大切なことと思います。

高齢者福祉センターには、ほかに郡上市シルバー人材センターや子育てサロン、そして健康体操での使用があります。シルバー人材センターや子育てサロンは、大まかな移転先は記されているようですが、健康体操の方々は、近くの集会所で利用料金も安く設定いただき、利用していく方向で思案をされています。しかし、あまりお金がかかるようであれば考えなくてはならないと不安は拭えないようです。

卓球をされている方々は、行く場所が決まらず、不安ばかりが募るようです。市民にとって必要な機能を確保することを原則とされることから、お互いに歩み寄ることも必要です。どうぞ、皆さんに適切な方法で対応していただけないでしょうか。

皆さんの不安な気持ちを汲んでいただき、見捨てることなどないように再編をしていただかせ

んでしょうか。担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

現在、高齢者福祉センターは、定期的な利用として7団体が利用されております。

今年の1月21日に、各団体代表者の皆さんにお集りいただきまして、公共施設適正配置計画における高齢者福祉センターの廃止についての方針を御説明申し上げ、廃止後における各団体の活動場所について御意見を伺いました。

健康体操や健康マージャンなど4団体については、高齢者福祉センターに近い介護予防拠点施設の利用を希望されましたので、介護予防拠点施設を管理してみえます白鳥自治会の3つの組の組長の皆さんと協議を重ねた結果、御利用をいただける状況となっております。

卓球団体2団体の活動場所につきましては、市において新しい活動場所として利用が可能と思われる施設を選定して提案をいたしました。が、団体が希望される条件とは合わなかったという経緯があります。

卓球団体の方からは、認知症の方や高齢の方の集まりであるので、高齢者福祉センターに近い場所であること、卓球台が常設できる場所であること、天井の高さがあること、球を拾いやすいようにあまり広過ぎない場所であることなどの御希望がありました。

市としましては、卓球団体の皆様が今後も継続して活動していただけるよう、応援したいと考えておりますので、できる限り団体の御希望に沿っていただけるよう努めてまいります。

また、子育てサロン団体も併せて、白鳥庁舎の多機能化という視点も含め、現在の高齢者福祉センターに近い場所での新たな活動拠点の提案ができるよう、白鳥振興事務所とも連携して検討を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

（3番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） ありがとうございます。本当に、皆さん心配をされてみえますので、皆さんのお気持ちを汲んでいただき、また無理はいけないかもしれませんが、どうぞ皆さんの気持ちの届く範囲で適切なところを配分していただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、郡上市でいろいろな施設を利用してみえる方々も同じように御心配をされ、不安と感じておられる方もあろうと思います。老朽化対策も含まれる公共適正配置計画は、大切な施策と考えます。

しかし、あと何年かで使用できなくなります。それまでに移動をしてくださいというだけでは不安しかありません。市民に寄り添い、安心して生活ができますように、皆さんの不安な気持ちを汲んでいただき、再編していただけないでしょうか。

施設が次世代に引き継がれ、安心・安全で持続可能なサービスが提供されるよう、市民の方々に不安を与えないためにも、再編に当たり、市長のお考えをお聞きいたします。お願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 公共施設の適正配置の問題については、片一方では財政の問題とか、いろいろどうしてもやはり市民の皆さんにも痛みを感じてもらわなければならない側面もございますが、それぞれ、関係部長が答弁いたしましたように、これからもできるだけ丁寧な対応をまいります。

（3番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） ありがとうございます。本当に皆さん、心配をされることばかりで、何もできないことも多いかと思いますが、行政の方々が見捨てることなく、市民の方に寄り添っていただけますように切にお願いを申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。大変に御苦労さまでした。

（午後 2時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 田 中 義 久

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

